

議第157号 呉市水道事業給水条例及び呉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

本市の水道事業は、大正7年に水道の給水を開始し、また、下水道事業（公共下水道）は、昭和33年に事業の認可を受け、市勢の発展、生活水準の向上などに伴って増大する水需要に応える形で整備・拡充を図ってきました。

しかし、本市の上下水道事業を取り巻く環境は、節水型社会の更なる進行や給水人口の減少に伴う水道料金収入及び下水道使用料収入の減少、老朽施設の増加、自然災害の頻発化・激甚化など厳しさを増しています。

こうした厳しい環境の中、本年11月に策定した呉市上下水道ビジョン2024～2033（以下「新ビジョン」といいます。）では、「次世代につなぐ信頼ある上下水道～呉のみずを守り抜く～」という本市上下水道事業の基本理念を実現するため、経費節減の取組を推進するとともに、老朽化した上下水道施設の更新や災害対策の強化などの取組を着実にを行い、今後も安全で安心な上下水道サービスを安定的に提供できるよう全力を尽くしていくことを掲げています。

新ビジョンを実行可能な経営計画とする上で、上下水道事業の財政状況は、今後も厳しい経営環境が続くものと見込んでいます。これまでも、業務執行体制の見直しや施設のダウンサイジング、官民連携など経費の削減に取り組み、今後も広島県水道広域連合企業団宮原浄水施設と呉市宮原浄水施設の統合や吉浦低区配水池の最適化などにより経営の効率化に取り組んでいきますが、令和6年度から令和15年度までの財政見通しにおいて、上述の上下水道事業を取り巻く厳しい環境により、水道事業、下水道事業ともに計画初年度の令和6年度から純損失を計上し、令和6年度から令和10年度までの5年間で累積収支不足額が発生する見込みです。

今後も安定的に事業を運営していくためには、累積収支不足額を解消するとともに、一定の使用可能な資金残高の確保や老朽化した施設の更新工事の財源の過度な企業債への依存を抑制することも必要となります。

なお、老朽化した上下水道施設を着実に更新していくためには、国庫補助金を引き続き活用することが不可欠です。国庫補助金の財政支援を受けるための採択要件として、「経営戦略」（本市では新ビジョンが経営戦略に該当します。）の策定が必須であるとともに、水道事業では水道メータ口径13ミリメートルの10立方メートル当たりの料金が全国平均以上であること、下水道事業では経費回収率の向上の取組及び実施時期を示す必要がありますので、料金改定により、令和6年度以降も引き続き国庫補助金の採択要件を満たすことが必要です。

このため、新ビジョンを着実に実践し、持続可能な事業運営を確保するために必要となる水道料金及び下水道使用料（以下「上下水道料金」といいます。）の水準を設定するものです。

2 改正の内容

(1) 財政収支の見通しと平均改定率に基づく料金の見直し

ア 水道事業

令和6年度から令和10年度までの5年間（以下「料金等算定期間」といいます。）に見込まれる収益的収支の赤字を解消するとともに、料金等算定期間を通じて事業運営に最低限必要な水準である10億円の使用可能な資金残高を確保し、また、将来の負担を軽減する必要があることから、施設更新の財源である企業債の借入を抑制するために必要となる資金5億9,100万円を確保するため、水道料金を平均で6.6パーセント引き上げます。

イ 下水道事業（公共下水道）

料金等算定期間に見込まれる収益的収支の赤字を解消するとともに、料金等算定期間を通じて事業運営に最低限必要な水準である4億円の使用可能な資金残高を確保するため、下水道使用料を平均で6.2パーセント引き上げます。

ウ 下水道事業（集落排水処理施設）

集落排水処理施設の使用料の額については、財政収支の見通しを使用した平均改定率の算定は行わず、市民負担の公平性の確保の観点から、公共下水道の使用料の額との整合性を図り、設定しています。

現在の集落排水事業は、令和6年4月1日から下水道事業（公共下水道）と会計統合し、集落排水処理施設の使用料は公共下水道の使用料と同一の料金表になるため、公共下水道の使用料の平均改定率と同様に、平均で6.2パーセント引き上げます。

(2) 料金表（一般用）の改正の考え方

ア 改正の内容

令和2年4月1日の上下水道料金の改定では、一般用については基本料金及び基本使用料並びに従量料金及び従量使用料ともにおおむね平均改定率を乗じた額を引き上げましたが、今回の改定は、次の点を考慮した内容とします。

※ 従量料金及び従量使用料における水量区画別の料金を、単価といいます。

(ア) 水道料金の水道メータ口径13ミリメートル、20ミリメートル及び25ミリメートル並びに下水道使用料における1立方メートル以上10立方メートルまでの水量区間の単価

低廉な生活用水の供給等の観点から、原価よりも大幅に低額な料金設定となっていますが、他の水量区画の単価との差を縮小していくこととし、他の水量区画よりも単価の上げ幅を大きくします。

(イ) 上下水道料金における20立方メートル使用時の料金

他都市と比較して高い水準となっているため、10立方メートルを超え20立方メートルまでの水量区画の単価を引き下げることにより、上下水道料金における20立方メートル使用時の料金の改定率を低く抑えます。

イ 水道料金（一般用）

基本料金は、水道メータ口径13ミリメートルは据置きとし、その他の口径はおおむね平均改定率を乗じた額を引き上げます。

従量料金は、1立方メートル以上10立方メートルまでの水量区画の単価を24円引き上げ、10立方メートルを超え20立方メートルまでの水量区画の単価を16円引き下げ、20立方メートルを超え100立方メートルまでの三つの水量区画の単価を19円引き上げ、100立方メートルを超える二つの水量区画の単価を18円引き上げます。

ウ 下水道使用料（一般用）

基本使用料は、据置きとします。

従量使用料は、1立方メートル以上10立方メートルまでの水量区画の単価を20円引き上げ、10立方メートルを超え20立方メートルまでの水量区画の単価を5円引き下げ、20立方メートルを超え30立方メートルまでの水量区画の単価を19円引き上げ、30立方メートルを超える四つの水量区画の単価を18円引き上げます。

(3) 料金表（一般用以外）の改正の考え方

ア 一般公衆浴場用（水道料金，下水道使用料）

一般公衆浴場の入浴料金は、その上限が物価統制令（昭和21年勅令第118号）により指定されており、仕入原価が高騰しても入浴料金がすぐには改定できないことや、公衆衛生の維持の観点からも、一定の配慮を行っています。

令和2年4月1日に料金の引上げを行ったこともあり、据置きとします。

イ 臨時用（水道料金）

基本料金は、おおむね平均改定率を乗じた額を引き上げます。

従量料金は、1立方メートル以上10立方メートルまでの水量区画の単価を、一般用における水量区画の単価と同じ24円引き上げ、10立方メートルを超える水量区画の単価は、おおむね平均改定率を乗じた額を引き上げます。

ウ 夜間給水（水道料金）

おおむね平均改定率を乗じた額を引き上げます。

(4) 料金表の改正

ア 水道料金

(ア) 現行料金表

(消費税等抜き)

用途	基本料金 (1月につき)		従量料金 (1立方メートルにつき)						
	メータの口径	料金	1立方メートル以上 10立方メートルまで	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	500立方メートルを超える部分
一般用	13ミリメートル	1,140 円	22 円	241 円	274 円	285 円	300 円	306 円	312 円
	20ミリメートル	1,180 円							
	25ミリメートル	1,230 円							
	40ミリメートル	5,040 円	175 円						
	50ミリメートル	16,400 円							
	75ミリメートル	37,800 円							
	100ミリメートル	73,400 円							
	150ミリメートル	195,500 円							
200ミリメートル以上	382,500 円								
一般公衆浴場用	6,000 円	69 円							
臨時用	6,170 円	43 円	634 円						
夜間給水			8,000立方メートルまで 240 円 8,000立方メートルを超える部分 312 円						

(イ) 新料金表

(消費税等抜き)

用途	基本料金 (1月につき)		従量料金 (1立方メートルにつき)						
	メータの口径	料金	1立方メートル以上 10立方メートルまで	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	500立方メートルを超える部分
一般用	13ミリメートル	1,140 円	46円	225円	293円	304 円	319 円	324 円	330 円
	20ミリメートル	1,260 円							
	25ミリメートル	1,330 円							
	40ミリメートル	5,400 円	199 円						
	50ミリメートル	17,600 円							
	75ミリメートル	40,300 円							
	100ミリメートル	78,300 円							
	150ミリメートル	208,400 円							
200ミリメートル以上	407,700 円								
一般公衆浴場用	6,000 円	69 円							
臨時用	6,570 円	67円	675 円						
夜間給水			8,000立方メートルまで 255 円 8,000立方メートルを超える部分 330 円						

イ 下水道使用料
 (ア) 現行使用料表

(消費税等抜き)

用途	基本使用料 (1世帯又は1事業所 1月につき)	従量使用料 (1立方メートルにつき)						
		排除汚水量						
	金額	1立方メートル 以上 10立方メートル まで	10立方メートル を超え 20立方メートル まで	20立方メートル を超え 30立方メートル まで	30立方メートル を超え 50立方メートル まで	50立方メートル を超え 100立方メートル まで	100立方メートル を超え 500立方メートル まで	500立方メートル を超える部分
一般用 (市の区域内)	1,180 円	17 円	219 円	241 円	285 円	318 円	340 円	361 円
一般公衆浴場 用	1,180 円	94 円						
一般用 (市の区域外。公共下水道に限る。)	1,770 円	26 円	329 円	362 円	428 円	477 円	510 円	542 円

(イ) 新使用料表

(消費税等抜き)

用途	基本使用料 (1世帯又は1事業所 1月につき)	従量使用料 (1立方メートルにつき)						
		排除汚水量						
	金額	1立方メートル 以上 10立方メートル まで	10立方メートル を超え 20立方メートル まで	20立方メートル を超え 30立方メートル まで	30立方メートル を超え 50立方メートル まで	50立方メートル を超え 100立方メートル まで	100立方メートル を超え 500立方メートル まで	500立方メートル を超える部分
一般用 (市の区域内)	1,180 円	37 円	214 円	260 円	303 円	336 円	358 円	379 円
一般公衆浴場 用	1,180 円	94 円						
一般用 (市の区域外。公共下水道に限る。)	1,770 円	56 円	321 円	390 円	455 円	504 円	537 円	569 円

3 平均改定率の算定

(1) 平均改定率

料金等算定期間における水道事業及び下水道事業の財政推計を行い、平均改定率を算定しました。

水道事業	=	$\frac{\text{赤字を解消し使用可能な資金残高の確保に必要な額 } 848\text{百万円} + \text{企業債の借入れの抑制に必要な額 } 591\text{百万円}}{\text{改定前料金等算定期間収入 } 21,893\text{百万円(※注)}}$	=	6.6%
下水道事業	=	$\frac{\text{〔公共下水道〕赤字を解消し使用可能な資金残高の確保に必要な額 } 1,146\text{百万円}}{\text{〔公共下水道〕改定前料金等算定期間収入 } 18,404\text{百万円(※注)}}$	=	6.2%
合計	=	$\frac{\text{改定による収入増加額 } 2,585\text{百万円}}{\text{改定前料金等算定期間収入 } 40,297\text{百万円(※注)}}$	=	6.4%

※注 今回の上下水道料金の改定時期は令和6年4月1日としていますが、検針から調定までの期間のずれにより令和6年度の料金収入のうち改定の影響が反映されるのは約9.5か月分となるため、平均改定率の算定では令和6年度の収入を9.5か月換算で算定しています。

(2) 平均改定率抑制に係る経費節減の取組

上下水道局では、次のとおり経費の節減（節減効果額は令和2年度から令和10年度までの合計額です。）に努め、平均改定率の抑制につなげています。

具体的内容

ア 戸坂取水場の廃止

【節減効果額：546百万円】

広島市内にある本市の水道施設である戸坂取水場を令和6年3月に廃止し、施設の維持管理に必要な経費（年間約1億円）を削減することによって、水道料金の改定率を抑制しました。

イ 配水池等の廃止及び規模縮小

【節減効果額：1,264百万円】

老朽化した配水池等の水道施設の更新では、将来の水の使用量を的確に見極め、また送水ルートの変更などの工夫により複数の水道施設を廃止又は規模を縮小して更新し、更新費用や施設の運転に係る電気料金等を削減することによって、水道料金の改定率を抑制しました。

ウ 最適な口径（細さ）での管路の更新

【節減効果額：698百万円】

老朽化した管路を更新する際は、将来の水の使用量を的確に見極め、最適な口径（細さ）の管路にすることによって更新費用を削減し、水道料金の改定率を抑制しました。

エ マンホール設置の省略による工事費の削減

【節減効果額：102百万円】

管路の屈曲部にマンホールではなく自在曲管を使用し、マンホールを不要とすることで工事費の削減を図り、下水道使用料の改定率を抑制しました。

オ 機種選定の工夫による工事費及び動力費等の削減

【節減効果額：71百万円】

令和7年度からの天応浄化センター汚泥脱水設備更新工事では、現在使用している機器よりも優れた機種を選定し、工事費及び動力費、脱水ケーキ運搬処分費並びに薬品費を削減することによって、下水道使用料の改定率を抑制しました。

(3) 下水道使用料における高資本費対策補助金相当額の一般会計からの繰入れ

【543百万円】（令和6年度から令和10年度まで）

令和6年度から令和15年度までの期間において、下水道事業会計（公共下水道）へ次の内容の繰入れを時限的に行うこととしました。

具体的内容

総務省が定める繰出基準に基づく繰入金のうち、高資本費対策補助金（減価償却費等の一部に対する繰入金）は、本市は令和5年度から繰入れの条件（供用開始後30年未満）を満たさなくなったため令和5年度から繰入れを行っていませんが、令和6年度から本市の独自施策として収益的収入に繰入れを行います。

○経費節減の取組等による改定率の抑制

区 分	経費節減の取組等を反映しない平均改定率 (A)	経費節減の取組等を反映した平均改定率 (B)	経費節減の取組等により抑制した改定率 (B) - (A)
水道料金	22.0%	6.6%	△15.4%
下水道使用料	12.4%	6.2%	△6.2%

(4) 財政収支の見通し

ア 水道事業

○収益的収支

(百万円:消費税等抜き)

区 分	料金改定前 (令和6~令和10年度) (A)	料金改定後 (令和6~令和10年度) (B)	差引き (B)-(A)
収益的収入	26,894	28,333	1,439
給水収益	22,866	24,305	1,439
一般会計繰入金	233	233	0
繰出基準内繰入金	233	233	0
繰出基準外繰入金	0	0	0
長期前受金戻入	1,397	1,397	0
その他	2,397	2,397	0
収益的支出	27,775	27,775	0
人件費(営業費用)	3,045	3,045	0
職員給与費等	2,291	2,291	0
退職給付費	754	754	0
維持管理費(営業費用)	13,694	13,694	0
修繕費	489	489	0
委託料	5,115	5,115	0
動力費・薬品費	442	442	0
受水費	5,809	5,809	0
太田川東部分担金	675	675	0
その他	1,163	1,163	0
減価償却費・資産減耗費	10,084	10,084	0
支払利息	950	950	0
その他	2	2	0
純損益	△881	558	1,439

○資本的収支

(百万円:消費税等込み)

区 分	料金改定前 (令和6~令和10年度) (A)	料金改定後 (令和6~令和10年度) (B)	差引き (B)-(A)
資本的収入	13,868	13,277	△591
企業債	9,728	9,137	△591
国庫補助金	1,754	1,754	0
一般会計繰入金	1,352	1,352	0
繰出基準内繰入金	1,090	1,090	0
繰出基準外繰入金	262	262	0
その他	1,033	1,033	0
資本的支出	23,702	23,702	0
建設改良費	16,737	16,737	0
企業債償還金	6,965	6,965	0
収支不足額	△9,834	△10,425	△591

○使用可能な資金残高及び企業債残高

(百万円)

区 分	料金改定前 (令和10年度末) (A)	料金改定後 (令和10年度末) (B)	差引き (B)-(A)
使用可能な資金残高	152	1,000	848
企業債残高	20,091	19,500	△591

※ 使用可能な資金残高は、損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金及び繰越利益剰余金(現金の裏付けのあるもの)の合計による推計値

※ 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

イ 下水道事業（公共下水道）

○収益的収支

（百万円：消費税等抜き）

区 分	使用料改定前 （令和6～令和10年度） （A）	使用料改定後 （令和6～令和10年度） （B）	差引き （B）－（A）
収益的収入	34,913	36,059	1,146
下水道使用料	19,223	20,369	1,146
一般会計繰入金	8,457	8,457	0
繰出基準内繰入金	5,442	5,442	0
繰出基準外繰入金	3,015	3,015	0
長期前受金戻入	6,352	6,352	0
その他	882	882	0
収益的支出	35,650	35,650	0
人件費（営業費用）	1,534	1,534	0
職員給与費等	1,339	1,339	0
退職給付費	196	196	0
維持管理費（営業費用）	14,635	14,635	0
修繕費	2,044	2,044	0
委託料	7,955	7,955	0
動力費・薬品費	2,845	2,845	0
その他	1,790	1,790	0
減価償却費・資産減耗費	16,803	16,803	0
支払利息	1,934	1,934	0
その他	744	744	0
純損益	△737	409	1,146

○資本的収支

（百万円：消費税等込み）

区 分	使用料改定前 （令和6～令和10年度） （A）	使用料改定後 （令和6～令和10年度） （B）	差引き （B）－（A）
資本的収入	21,594	21,594	0
企業債	11,114	11,114	0
国庫補助金	7,964	7,964	0
一般会計繰入金	965	965	0
繰出基準内繰入金	965	965	0
繰出基準外繰入金	0	0	0
他会計からの長期借入金	1,500	1,500	0
その他	50	50	0
資本的支出	32,829	32,829	0
建設改良費	19,421	19,421	0
企業債償還金	13,408	13,408	0
収支不足額	△11,235	△11,235	0

○使用可能な資金残高及び企業債残高

（百万円）

区 分	使用料改定前 （令和10年度末） （A）	使用料改定後 （令和10年度末） （B）	差引き （B）－（A）
使用可能な資金残高	△746	400	1,146
企業債残高	33,135	33,135	0

※ 使用可能な資金残高は、損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金及び繰越利益剰余金（現金の裏付けのあるもの）の合計による推計値

※ 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

ウ 下水道事業（集落排水処理施設）

○収益的収支

（百万円：消費税等抜き）

区 分	使用料改定前 （令和6～令和10年度） （A）	使用料改定後 （令和6～令和10年度） （B）	差引き （B）－（A）
収益的收入	2,450	2,450	0
下水道使用料	247	262	15
一般会計繰入金	1,627	1,612	△15
繰出基準内繰入金	660	660	0
繰出基準外繰入金	967	952	△15
長期前受金戻入	522	522	0
その他	55	55	0
収益的支出	2,450	2,450	0
人件費（営業費用）	177	177	0
職員給与費等	162	162	0
退職給付費	15	15	0
維持管理費（営業費用）	979	979	0
修繕費	275	275	0
委託料	491	491	0
動力費・薬品費	185	185	0
その他	28	28	0
減価償却費・資産減耗費	1,044	1,044	0
支払利息	182	182	0
その他	68	68	0
純損益	0	0	0

○資本的収支

（百万円：消費税等込み）

区 分	使用料改定前 （令和6～令和10年度） （A）	使用料改定後 （令和6～令和10年度） （B）	差引き （B）－（A）
資本的收入	1,142	1,142	0
企業債	674	674	0
国庫補助金・県補助金	309	309	0
一般会計繰入金	143	143	0
繰出基準内繰入金	0	0	0
繰出基準外繰入金	143	143	0
その他	16	16	0
資本的支出	1,705	1,705	0
建設改良費	835	835	0
企業債償還金	870	870	0
収支不足額	△563	△563	0

○使用可能な資金残高及び企業債残高

（百万円）

区 分	使用料改定前 （令和10年度末） （A）	使用料改定後 （令和10年度末） （B）	差引き （B）－（A）
使用可能な資金残高	0	0	0
企業債残高	2,558	2,558	0

※ 使用可能な資金残高は、損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金及び繰越利益剰余金（現金の裏付けのあるもの）の合計による推計値

※ 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

4 施行期日

令和6年4月1日

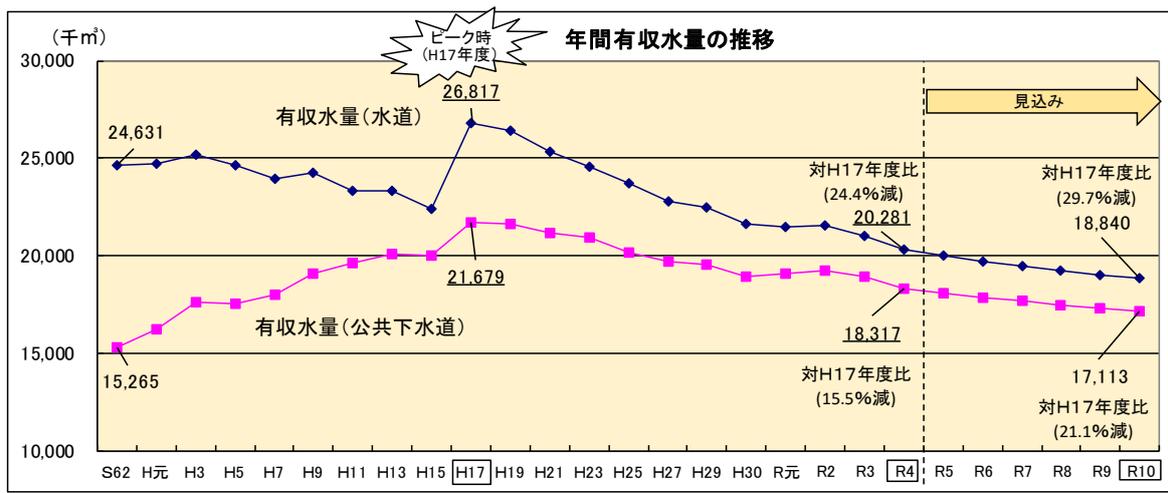
参考資料

1 水需要

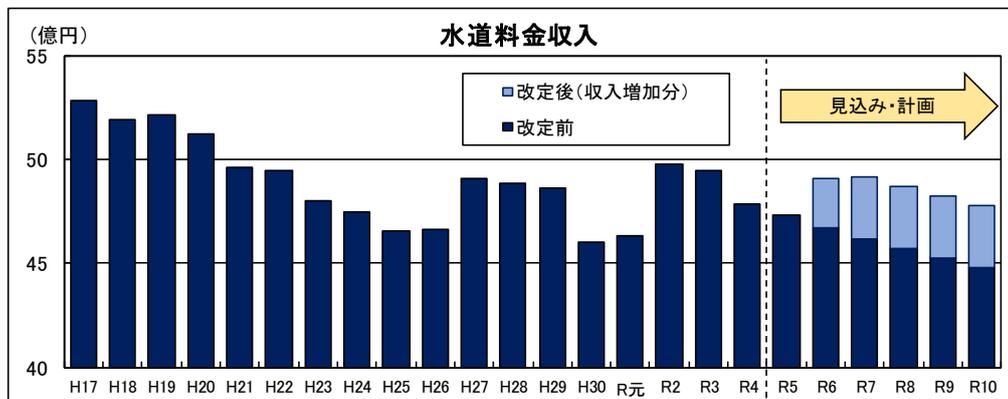
本市における水需要は、平成17年の近隣町との合併完了後から減少しており、これに伴う収入の減が収支悪化の大きな要因となっています。

平成17年度のピーク時との有収水量対比では、令和4年度実績値で水道は24.4パーセントの減、公共下水道は15.5パーセントの減となっています。同じくピーク時との対比で、令和10年度の有収水量の見込みは、水道は29.7パーセントの減、公共下水道は21.1パーセントの減と予測しています。

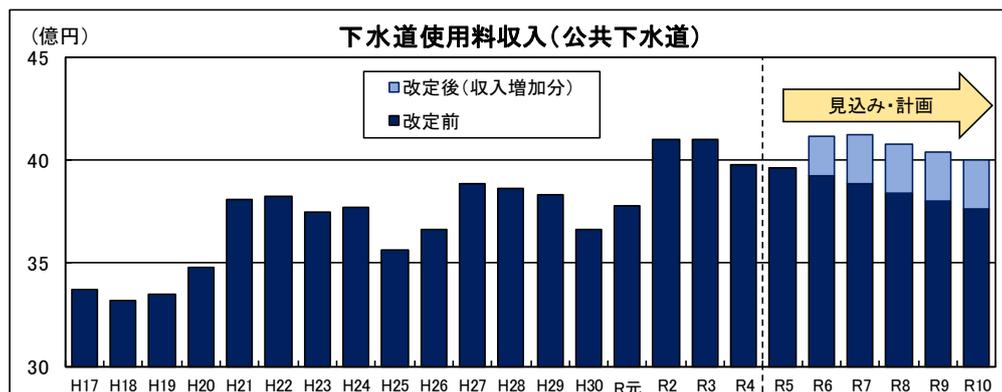
(1) 有収水量の推移



(2) 水道料金収入の動向

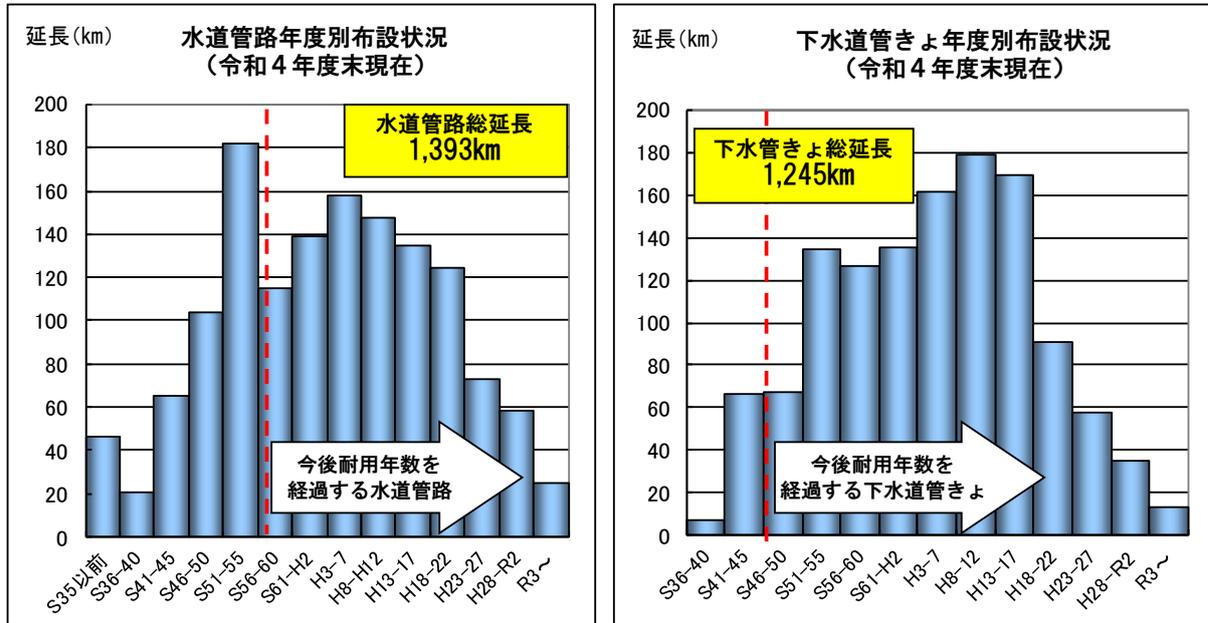


(3) 下水道使用料収入（公共下水道）の動向



2 施設の老朽化に伴う改築更新事業費

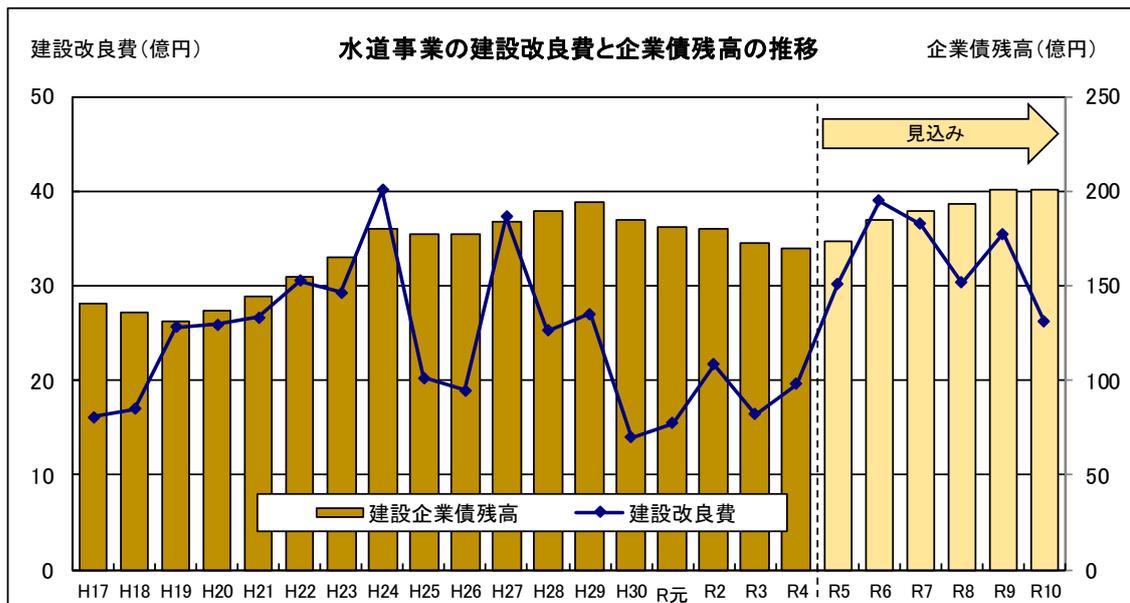
本市の上下水道事業は、事業開始以来、年々増加する水需要に対応するため、高度経済成長期を中心に集中的に整備を進めてきましたが、この時期に整備した施設や管路の多くが耐用年数を経過し、更新時期を迎えています。これらの施設の改築・更新をするためには多額の費用が必要となります。



3 企業債残高の動向

(1) 水道事業

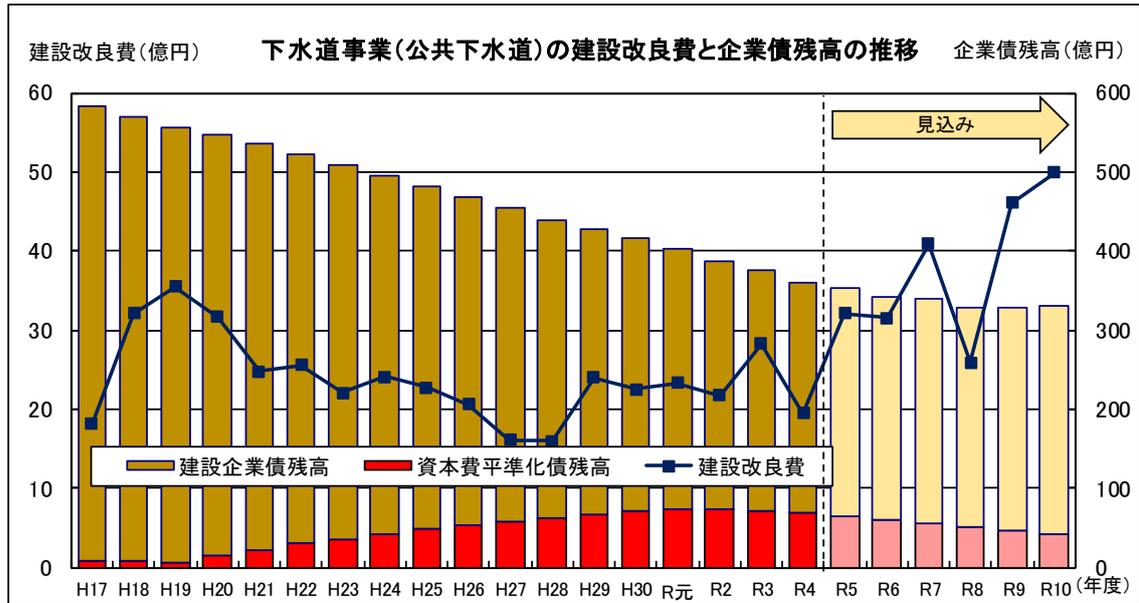
水道事業では、今後の老朽施設の更新需要の増大に伴い建設改良費が増加するため、その財源である企業債の残高の増加が見込まれます。



(2) 下水道事業（公共下水道）

下水道事業（公共下水道）では、企業債残高は減少していますが、建設改良費の増加に伴い令和9年度から再び増加する見込みです。

建設企業債の償還財源の一部として借り入れている資本費平準化債の残高は、令和元年度をピークに減少していますが、資本費平準化債の年間当たりの償還額は令和10年度まで増加していく見込みであり、償還には多額の自己資金が必要となるため、使用可能な資金残高が急速に減少していきます。



4 新旧料金・使用料比較一覧表

(1) 一般用（メータ口径 13mm～25mm）

（1か月当たり・消費税等抜き）

使用 水量 (m ³)	区分	13mm				20mm				25mm			
		現行 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	改定率 (%)	現行 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	改定率 (%)	現行 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	改定率 (%)
0	水道	1,140	1,140	-	-	1,180	1,260	80	6.8	1,230	1,330	100	8.1
	下水	1,180	1,180	-	-	1,180	1,180	-	-	1,180	1,180	-	-
	計	2,320	2,320	-	-	2,360	2,440	80	3.4	2,410	2,510	100	4.1
1	水道	1,162	1,186	24	2.1	1,202	1,306	104	8.7	1,252	1,376	124	9.9
	下水	1,197	1,217	20	1.7	1,197	1,217	20	1.7	1,197	1,217	20	1.7
	計	2,359	2,403	44	1.9	2,399	2,523	124	5.2	2,449	2,593	144	5.9
2	水道	1,184	1,232	48	4.1	1,224	1,352	128	10.5	1,274	1,422	148	11.6
	下水	1,214	1,254	40	3.3	1,214	1,254	40	3.3	1,214	1,254	40	3.3
	計	2,398	2,486	88	3.7	2,438	2,606	168	6.9	2,488	2,676	188	7.6
3	水道	1,206	1,278	72	6.0	1,246	1,398	152	12.2	1,296	1,468	172	13.3
	下水	1,231	1,291	60	4.9	1,231	1,291	60	4.9	1,231	1,291	60	4.9
	計	2,437	2,569	132	5.4	2,477	2,689	212	8.6	2,527	2,759	232	9.2
4	水道	1,228	1,324	96	7.8	1,268	1,444	176	13.9	1,318	1,514	196	14.9
	下水	1,248	1,328	80	6.4	1,248	1,328	80	6.4	1,248	1,328	80	6.4
	計	2,476	2,652	176	7.1	2,516	2,772	256	10.2	2,566	2,842	276	10.8
5	水道	1,250	1,370	120	9.6	1,290	1,490	200	15.5	1,340	1,560	220	16.4
	下水	1,265	1,365	100	7.9	1,265	1,365	100	7.9	1,265	1,365	100	7.9
	計	2,515	2,735	220	8.7	2,555	2,855	300	11.7	2,605	2,925	320	12.3
6	水道	1,272	1,416	144	11.3	1,312	1,536	224	17.1	1,362	1,606	244	17.9
	下水	1,282	1,402	120	9.4	1,282	1,402	120	9.4	1,282	1,402	120	9.4
	計	2,554	2,818	264	10.3	2,594	2,938	344	13.3	2,644	3,008	364	13.8
7	水道	1,294	1,462	168	13.0	1,334	1,582	248	18.6	1,384	1,652	268	19.4
	下水	1,299	1,439	140	10.8	1,299	1,439	140	10.8	1,299	1,439	140	10.8
	計	2,593	2,901	308	11.9	2,633	3,021	388	14.7	2,683	3,091	408	15.2
8	水道	1,316	1,508	192	14.6	1,356	1,628	272	20.1	1,406	1,698	292	20.8
	下水	1,316	1,476	160	12.2	1,316	1,476	160	12.2	1,316	1,476	160	12.2
	計	2,632	2,984	352	13.4	2,672	3,104	432	16.2	2,722	3,174	452	16.6
9	水道	1,338	1,554	216	16.1	1,378	1,674	296	21.5	1,428	1,744	316	22.1
	下水	1,333	1,513	180	13.5	1,333	1,513	180	13.5	1,333	1,513	180	13.5
	計	2,671	3,067	396	14.8	2,711	3,187	476	17.6	2,761	3,257	496	18.0
10	水道	1,360	1,600	240	17.6	1,400	1,720	320	22.9	1,450	1,790	340	23.4
	下水	1,350	1,550	200	14.8	1,350	1,550	200	14.8	1,350	1,550	200	14.8
	計	2,710	3,150	440	16.2	2,750	3,270	520	18.9	2,800	3,340	540	19.3
15	水道	2,565	2,725	160	6.2	2,605	2,845	240	9.2	2,655	2,915	260	9.8
	下水	2,445	2,620	175	7.2	2,445	2,620	175	7.2	2,445	2,620	175	7.2
	計	5,010	5,345	335	6.7	5,050	5,465	415	8.2	5,100	5,535	435	8.5
20	水道	3,770	3,850	80	2.1	3,810	3,970	160	4.2	3,860	4,040	180	4.7
	下水	3,540	3,690	150	4.2	3,540	3,690	150	4.2	3,540	3,690	150	4.2
	計	7,310	7,540	230	3.1	7,350	7,660	310	4.2	7,400	7,730	330	4.5
25	水道	5,140	5,315	175	3.4	5,180	5,435	255	4.9	5,230	5,505	275	5.3
	下水	4,745	4,990	245	5.2	4,745	4,990	245	5.2	4,745	4,990	245	5.2
	計	9,885	10,305	420	4.2	9,925	10,425	500	5.0	9,975	10,495	520	5.2
30	水道	6,510	6,780	270	4.1	6,550	6,900	350	5.3	6,600	6,970	370	5.6
	下水	5,950	6,290	340	5.7	5,950	6,290	340	5.7	5,950	6,290	340	5.7
	計	12,460	13,070	610	4.9	12,500	13,190	690	5.5	12,550	13,260	710	5.7
35	水道	7,935	8,300	365	4.6	7,975	8,420	445	5.6	8,025	8,490	465	5.8
	下水	7,375	7,805	430	5.8	7,375	7,805	430	5.8	7,375	7,805	430	5.8
	計	15,310	16,105	795	5.2	15,350	16,225	875	5.7	15,400	16,295	895	5.8
40	水道	9,360	9,820	460	4.9	9,400	9,940	540	5.7	9,450	10,010	560	5.9
	下水	8,800	9,320	520	5.9	8,800	9,320	520	5.9	8,800	9,320	520	5.9
	計	18,160	19,140	980	5.4	18,200	19,260	1,060	5.8	18,250	19,330	1,080	5.9

(2) 一般用（メータ口径40mm～）

(1か月当たり・消費税等抜き)

口径	使用水量 (m ³)	区分	現行 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	改定率 (%)
40mm	0	水道	5,040	5,400	360	7.1
		下水	1,180	1,180	-	-
		計	6,220	6,580	360	5.8
	100	水道	32,640	34,600	1,960	6.0
		下水	27,550	29,150	1,600	5.8
		計	60,190	63,750	3,560	5.9
	150	水道	47,940	50,800	2,860	6.0
		下水	44,550	47,050	2,500	5.6
		計	92,490	97,850	5,360	5.8
	200	水道	63,240	67,000	3,760	5.9
		下水	61,550	64,950	3,400	5.5
		計	124,790	131,950	7,160	5.7
	250	水道	78,540	83,200	4,660	5.9
		下水	78,550	82,850	4,300	5.5
		計	157,090	166,050	8,960	5.7
50mm	0	水道	16,400	17,600	1,200	7.3
		下水	1,180	1,180	-	-
		計	17,580	18,780	1,200	6.8
	300	水道	105,200	111,600	6,400	6.1
		下水	95,550	100,750	5,200	5.4
		計	200,750	212,350	11,600	5.8
	400	水道	135,800	144,000	8,200	6.0
		下水	129,550	136,550	7,000	5.4
		計	265,350	280,550	15,200	5.7
	500	水道	166,400	176,400	10,000	6.0
		下水	163,550	172,350	8,800	5.4
		計	329,950	348,750	18,800	5.7
	700	水道	228,800	242,400	13,600	5.9
		下水	235,750	248,150	12,400	5.3
		計	464,550	490,550	26,000	5.6
75mm	0	水道	37,800	40,300	2,500	6.6
		下水	1,180	1,180	-	-
		計	38,980	41,480	2,500	6.4
	600	水道	219,000	232,100	13,100	6.0
		下水	199,650	210,250	10,600	5.3
		計	418,650	442,350	23,700	5.7
	800	水道	281,400	298,100	16,700	5.9
		下水	271,850	286,050	14,200	5.2
		計	553,250	584,150	30,900	5.6
	1,000	水道	343,800	364,100	20,300	5.9
		下水	344,050	361,850	17,800	5.2
		計	687,850	725,950	38,100	5.5
	1,500	水道	499,800	529,100	29,300	5.9
		下水	524,550	551,350	26,800	5.1
		計	1,024,350	1,080,450	56,100	5.5

(1か月当たり・消費税等抜き)

口径	使用水量 (m ³)	区分	現行 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	改定率 (%)
100mm	0	水道	73,400	78,300	4,900	6.7
		下水	1,180	1,180	-	-
		計	74,580	79,480	4,900	6.6
	1,000	水道	379,400	402,100	22,700	6.0
		下水	344,050	361,850	17,800	5.2
		計	723,450	763,950	40,500	5.6
	1,500	水道	535,400	567,100	31,700	5.9
		下水	524,550	551,350	26,800	5.1
		計	1,059,950	1,118,450	58,500	5.5
	2,000	水道	691,400	732,100	40,700	5.9
		下水	705,050	740,850	35,800	5.1
		計	1,396,450	1,472,950	76,500	5.5
	2,500	水道	847,400	897,100	49,700	5.9
		下水	885,550	930,350	44,800	5.1
		計	1,732,950	1,827,450	94,500	5.5
150mm	0	水道	195,500	208,400	12,900	6.6
		下水	1,180	1,180	-	-
		計	196,680	209,580	12,900	6.6
	3,000	水道	1,125,500	1,192,200	66,700	5.9
		下水	1,066,050	1,119,850	53,800	5.0
		計	2,191,550	2,312,050	120,500	5.5
	4,000	水道	1,437,500	1,522,200	84,700	5.9
		下水	1,427,050	1,498,850	71,800	5.0
		計	2,864,550	3,021,050	156,500	5.5
	5,000	水道	1,749,500	1,852,200	102,700	5.9
		下水	1,788,050	1,877,850	89,800	5.0
		計	3,537,550	3,730,050	192,500	5.4
	6,000	水道	2,061,500	2,182,200	120,700	5.9
		下水	2,149,050	2,256,850	107,800	5.0
		計	4,210,550	4,439,050	228,500	5.4
200mm 以上	0	水道	382,500	407,700	25,200	6.6
		下水	1,180	1,180	-	-
		計	383,680	408,880	25,200	6.6
	5,000	水道	1,936,500	2,051,500	115,000	5.9
		下水	1,788,050	1,877,850	89,800	5.0
		計	3,724,550	3,929,350	204,800	5.5
	8,000	水道	2,872,500	3,041,500	169,000	5.9
		下水	2,871,050	3,014,850	143,800	5.0
		計	5,743,550	6,056,350	312,800	5.4
	10,000	水道	3,496,500	3,701,500	205,000	5.9
		下水	3,593,050	3,772,850	179,800	5.0
		計	7,089,550	7,474,350	384,800	5.4
	15,000	水道	5,056,500	5,351,500	295,000	5.8
		下水	5,398,050	5,667,850	269,800	5.0
		計	10,454,550	11,019,350	564,800	5.4

(3) 一般公衆浴場用

改正なし

(4) 臨時用（水道料金）

(1か月当たり・消費税等抜き)

使用水量 (m ³)	区分	現行 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	改定率 (%)
0	水道	6,170	6,570	400	6.5
10	水道	6,600	7,240	640	9.7
50	水道	31,960	34,240	2,280	7.1
100	水道	63,660	67,990	4,330	6.8
200	水道	127,060	135,490	8,430	6.6

(5) 夜間給水（水道料金）

(1か月当たり・消費税等抜き)

使用水量 (m ³)	区分	現行 (円)	改定案 (円)	差額 (円)	改定率 (%)
8,000	水道	1,920,000	2,040,000	120,000	6.3
10,000	水道	2,544,000	2,700,000	156,000	6.1

5 業務実績及び業務計画

(1) 水道事業

ア 業務実績

区分	単位	令和元年度 実績		令和2年度 実績		令和3年度 実績	
		数量		数量	前年比	数量	前年比
行政区域内人口(A)	人	220,342		216,273	△ 1.8%	211,359	△ 2.3%
給水人口(B)	人	218,768		214,708	△ 1.9%	209,780	△ 2.3%
普及率(B)/(A)	%	99.3		99.3	-	99.3	-
給水戸数	戸	112,071		111,516	△ 0.5%	110,788	△ 0.7%
給水能力	m ³ /日	115,720		115,720	0.0%	115,720	0.0%
年間配水量	m ³	23,531,119		23,404,808	△ 0.5%	22,782,551	△ 2.7%
1日平均配水量	m ³	64,293		64,123	△ 0.3%	62,418	△ 2.7%
1日最大配水量	m ³	70,866		76,107	7.4%	69,311	△ 8.9%
年間有収水量	m ³	21,470,844		21,522,668	0.2%	21,015,339	△ 2.4%
有収率	%	91.2		92.0	-	92.2	-

区分	単位	令和4年度 実績		令和5年度 (見込み)	
		数量	前年比	数量	前年比
行政区域内人口(A)	人	208,096	△ 1.5%	205,400	△ 1.3%
給水人口(B)	人	206,536	△ 1.5%	204,000	△ 1.2%
普及率(B)/(A)	%	99.3	-	99.3	-
給水戸数	戸	110,174	△ 0.6%	109,500	△ 0.6%
給水能力	日/m ³	115,720	0.0%	115,700	△ 0.0%
年間配水量	m ³	22,493,082	△ 1.3%	21,887,000	△ 2.7%
1日平均配水量	m ³	61,625	△ 1.3%	59,801	△ 3.0%
1日最大配水量	m ³	76,184	9.9%	70,400	△ 7.6%
年間有収水量	m ³	20,280,509	△ 3.5%	20,026,000	△ 1.3%
有収率	%	90.2	-	91.5	-

イ 業務計画

区分	単位	令和6年度 予定		令和7年度 予定		令和8年度 予定	
		数量	前年比	数量	前年比	数量	前年比
行政区域内人口(A)	人	202,900	△ 1.2%	200,400	△ 1.2%	197,900	△ 1.2%
給水人口(B)	人	201,400	△ 1.3%	199,000	△ 1.2%	196,500	△ 1.3%
普及率(B)/(A)	%	99.3	-	99.3	-	99.3	-
給水戸数	戸	108,800	△ 0.6%	108,100	△ 0.6%	107,500	△ 0.6%
給水能力	m ³ /日	115,720	0.0%	115,720	0.0%	115,720	0.0%
年間配水量	m ³	21,495,000	△ 1.8%	21,249,000	△ 1.1%	21,018,000	△ 1.1%
1日平均配水量	m ³	58,890	△ 1.5%	58,216	△ 1.1%	57,584	△ 1.1%
1日最大配水量	m ³	69,300	△ 1.6%	68,500	△ 1.2%	67,700	△ 1.2%
年間有収水量	m ³	19,668,000	△ 1.8%	19,443,000	△ 1.1%	19,232,000	△ 1.1%
有収率	%	91.5	-	91.5	-	91.5	-

区分	単位	令和9年度 予定		令和10年度 予定	
		数量	前年比	数量	前年比
行政区域内人口(A)	人	195,400	△ 1.3%	192,800	△ 1.3%
給水人口(B)	人	194,000	△ 1.3%	191,500	△ 1.3%
普及率(B)/(A)	%	99.3	-	99.3	-
給水戸数	戸	106,900	△ 0.6%	106,400	△ 0.5%
給水能力	日/m ³	115,720	0.0%	115,720	0.0%
年間配水量	m ³	20,800,000	△ 1.0%	20,590,000	△ 1.0%
1日平均配水量	m ³	56,831	△ 1.3%	56,411	△ 0.7%
1日最大配水量	m ³	66,900	△ 1.2%	66,400	△ 0.7%
年間有収水量	m ³	19,032,000	△ 1.0%	18,840,000	△ 1.0%
有収率	%	91.5	-	91.5	-

(2) 下水道事業（公共下水道）

ア 業務実績

区分	単位	令和元年度 実績		令和2年度 実績		令和3年度 実績	
		数量		数量	前年比	数量	前年比
行政区域内人口 (A)	人	220,342		216,273	△ 1.8%	211,359	△ 2.3%
処理区域内人口 (B)	人	194,253		190,933	△ 1.7%	187,049	△ 2.0%
人口普及率 (B)/(A)	%	88.2		88.3	—	88.5	—
水洗便所設置済人口 (C)	人	187,492		184,422	△ 1.6%	181,622	△ 1.5%
水洗化率 (C)/(B)	%	96.5		96.6	—	97.1	—
年間総処理水量	m ³	24,004,275		25,058,654	4.4%	25,311,507	1.0%
内訳	汚水処理水量 (D)	m ³	22,090,682	22,557,284	2.1%	22,460,455	△ 0.4%
	雨水処理水量	m ³	1,316,525	2,007,413	52.5%	2,394,894	19.3%
	その他の水量	m ³	597,068	493,957	△ 17.3%	456,158	△ 7.7%
年間有収水量 (E)	m ³	19,036,899		19,249,143	1.1%	18,938,894	△ 1.6%
有収率 (E)/(D)	%	86.2		85.3	—	84.3	—

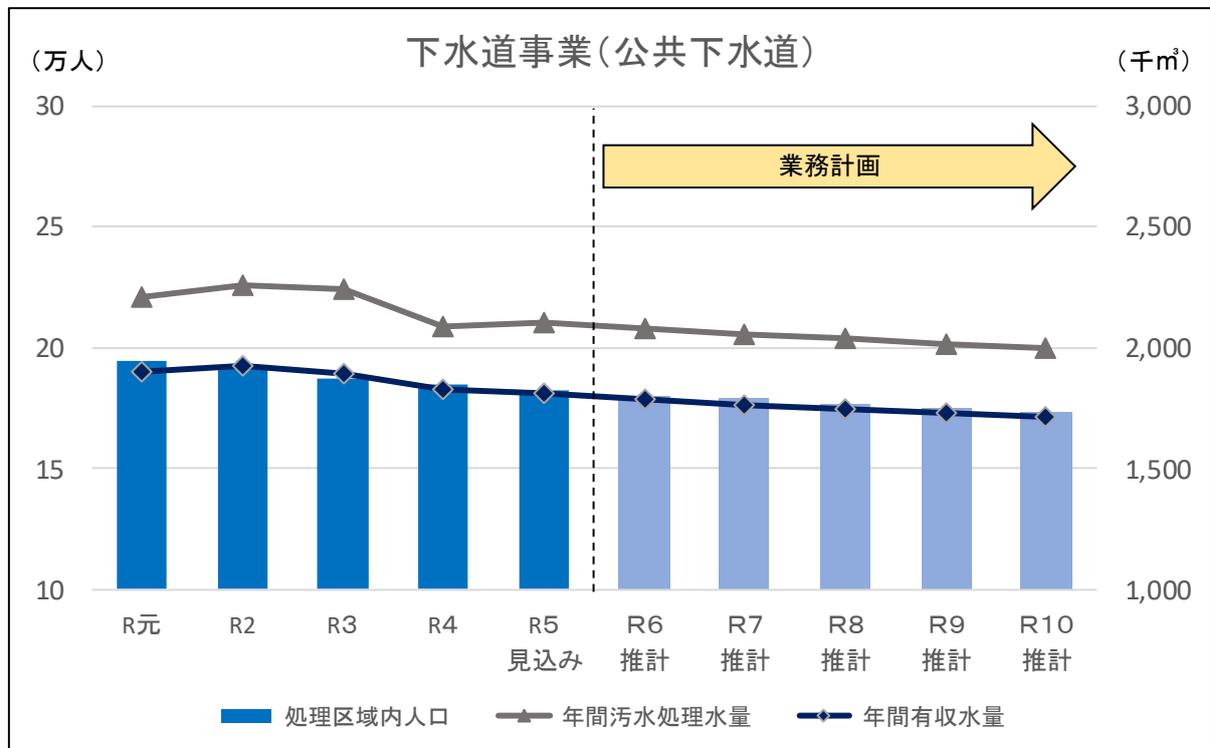
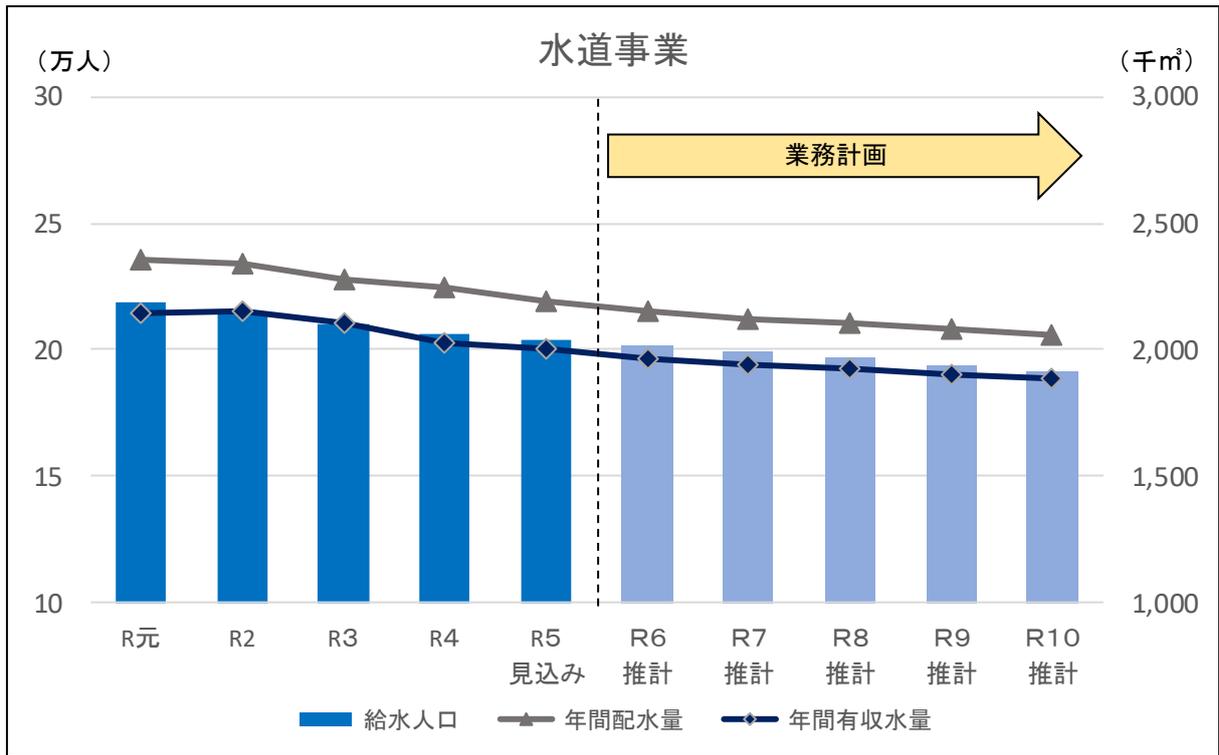
区分	単位	令和4年度 実績		令和5年度 (見込み)		
		数量	前年比	数量	前年比	
行政区域内人口 (A)	人	208,096	△ 1.5%	205,400	△ 1.3%	
処理区域内人口 (B)	人	184,448	△ 1.4%	182,400	△ 1.1%	
人口普及率 (B)/(A)	%	88.6	—	88.8	—	
水洗便所設置済人口 (C)	人	180,214	△ 0.8%	178,200	△ 1.1%	
水洗化率 (C)/(B)	%	97.7	—	97.7	—	
年間総処理水量	m ³	22,270,592	△ 12.0%	23,331,000	4.8%	
内訳	汚水処理水量 (D)	m ³	20,844,555	△ 7.2%	21,072,000	1.1%
	雨水処理水量	m ³	1,040,960	△ 56.5%	1,814,000	74.3%
	その他の水量	m ³	385,077	△ 15.6%	445,000	15.6%
年間有収水量 (E)	m ³	18,317,270	△ 3.3%	18,080,000	△ 1.3%	
有収率 (E)/(D)	%	87.9	—	85.8	—	

イ 業務計画

区分	単位	令和6年度 予定		令和7年度 予定		令和8年度 予定		
		数量	前年比	数量	前年比	数量	前年比	
行政区域内人口 (A)	人	202,900	△ 1.2%	200,400	△ 1.2%	197,900	△ 1.2%	
処理区域内人口 (B)	人	180,300	△ 1.2%	178,800	△ 0.8%	176,700	△ 1.2%	
人口普及率 (B)/(A)	%	88.9	—	89.2	—	89.3	—	
水洗便所設置済人口 (C)	人	176,200	△ 1.1%	174,700	△ 0.9%	172,600	△ 1.2%	
水洗化率 (C)/(B)	%	97.7	—	97.7	—	97.7	—	
年間総処理水量	m ³	23,066,000	△ 1.1%	22,837,000	△ 1.0%	22,617,000	△ 1.0%	
内訳	汚水処理水量 (D)	m ³	20,807,000	△ 1.3%	20,578,000	△ 1.1%	20,358,000	△ 1.1%
	雨水処理水量	m ³	1,814,000	0.0%	1,814,000	0.0%	1,814,000	0.0%
	その他の水量	m ³	445,000	0.0%	445,000	0.0%	445,000	0.0%
年間有収水量 (E)	m ³	17,853,000	△ 1.3%	17,656,000	△ 1.1%	17,467,000	△ 1.1%	
有収率 (E)/(D)	%	85.8	—	85.8	—	85.8	—	

区分	単位	令和9年度 予定		令和10年度 予定		
		数量	前年比	数量	前年比	
行政区域内人口 (A)	人	195,400	△ 1.3%	192,800	△ 1.3%	
処理区域内人口 (B)	人	174,900	△ 1.0%	173,300	△ 0.9%	
人口普及率 (B)/(A)	%	89.5	—	89.9	—	
水洗便所設置済人口 (C)	人	170,800	△ 1.0%	169,400	△ 0.8%	
水洗化率 (C)/(B)	%	97.7	—	97.7	—	
年間総処理水量	m ³	22,406,000	△ 0.9%	22,204,000	△ 0.9%	
内訳	汚水処理水量 (D)	m ³	20,147,000	△ 1.0%	19,945,000	△ 1.0%
	雨水処理水量	m ³	1,814,000	0.0%	1,814,000	0.0%
	その他の水量	m ³	445,000	0.0%	445,000	0.0%
年間有収水量 (E)	m ³	17,286,000	△ 1.0%	17,113,000	△ 1.0%	
有収率 (E)/(D)	%	85.8	—	85.8	—	

(3) 業務実績・業務計画グラフ



6 主要事業（建設改良費）の主な内容

(百万円, 消費税等込み)

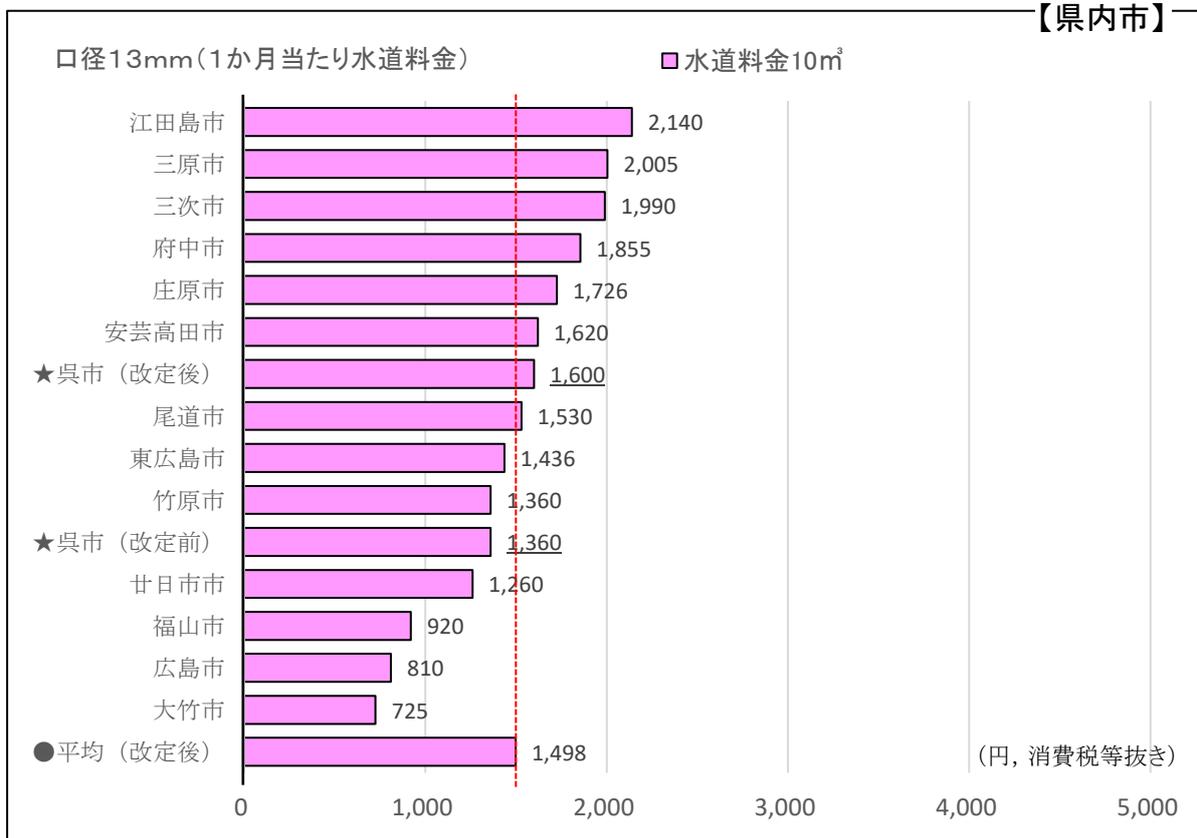
項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	合計
水道事業						
管路の更新	1,938	2,182	2,049	1,851	1,670	9,690
管路の整備	113	101	69	236	362	881
宮原浄水場の整備	898	667	17	290	6	1,878
配水池・ポンプ所の整備	446	202	436	504	169	1,757
その他	499	496	458	663	415	2,531
下水道事業（公共下水道及び集落排水処理施設の合計）						
管きよの更新	263	300	310	280	280	1,433
管きよの整備	824	952	707	851	675	4,009
ポンプ場の整備	146	371	306	1,817	2,386	5,026
処理場の整備	1,734	1,251	915	1,497	1,395	6,792
その他	395	1,360	460	400	381	2,996
水道事業	3,894	3,648	3,029	3,544	2,622	16,737
下水道事業 (公共下水道及び集落排水処理施設の合計)	3,362	4,234	2,698	4,845	5,117	20,256

7 他都市との水道料金・下水道使用料の比較（令和5年4月1日現在）

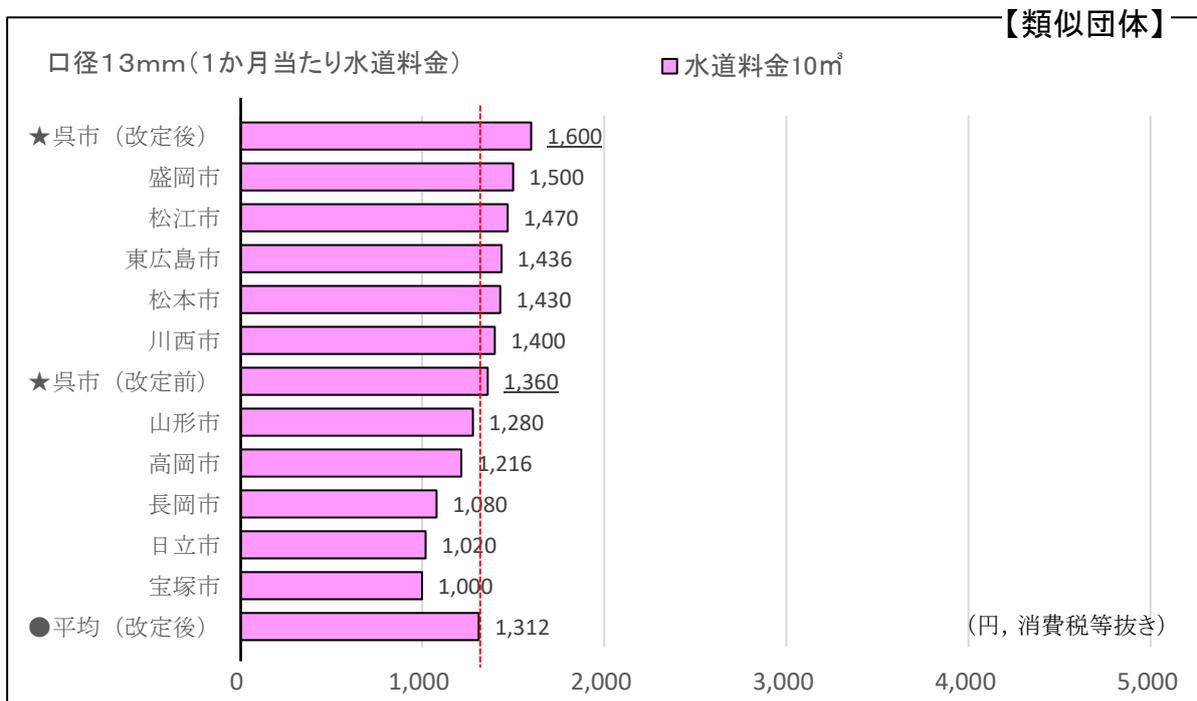
(1) 水道料金

ア 口径13mm

○10m³使用時の料金が低い団体順に掲載



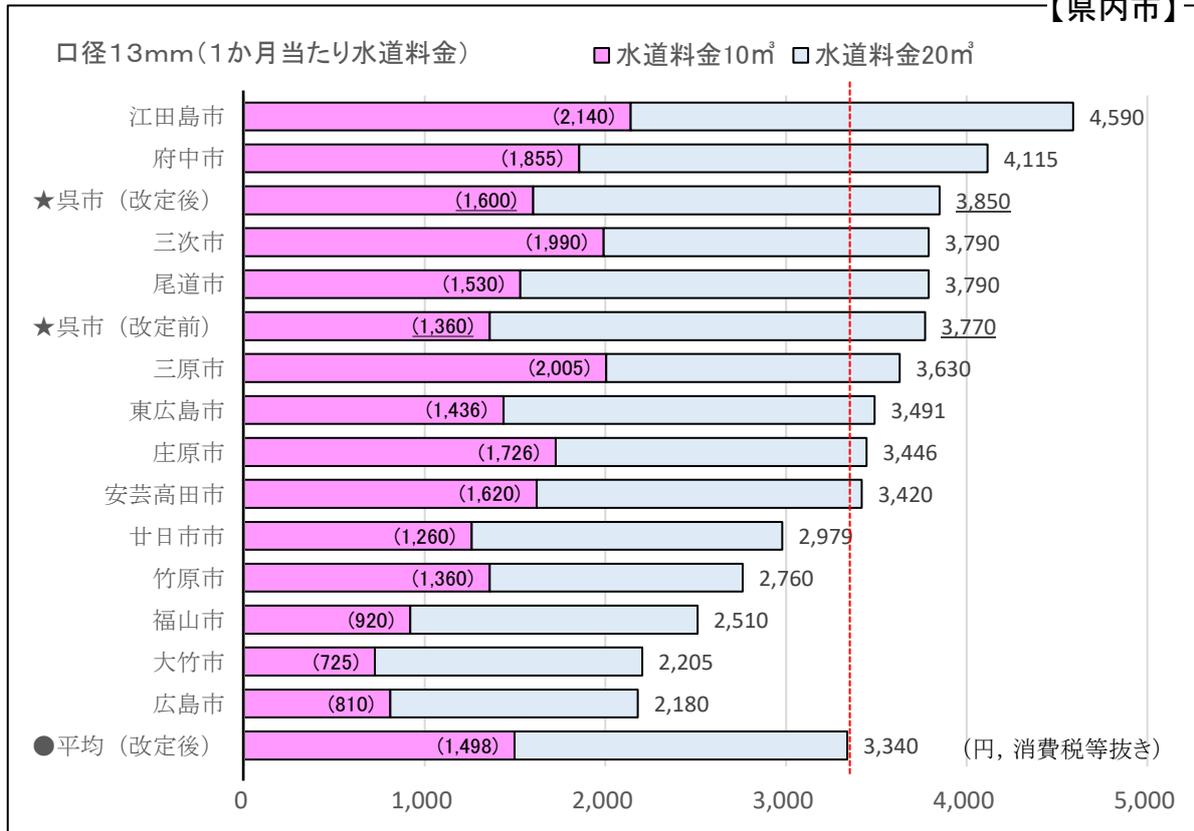
* 平均の金額は、改定後の金額で算出しています(水道料金・下水道使用料の各比較表において同じ。)



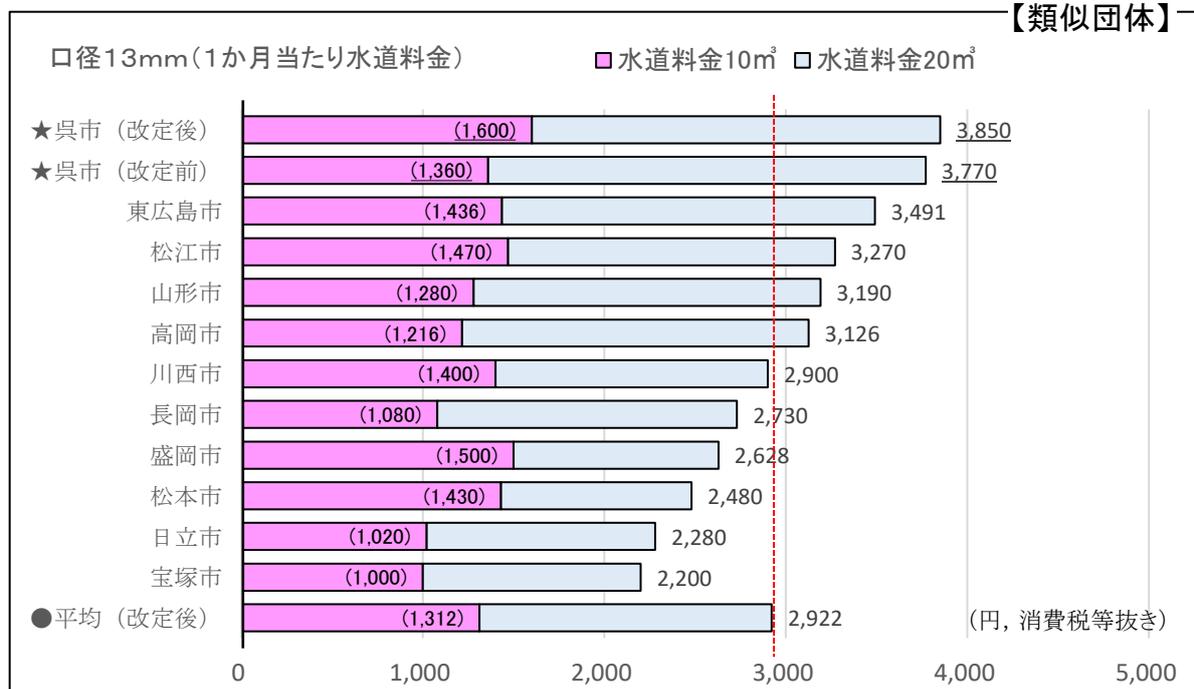
* 水道事業の類似団体は、給水人口15万人以上30万人未満で、取水能力のうちダムの割合が30パーセント未満の団体としています。

〇20m³使用時の料金が安い団体順に掲載

【県内市】

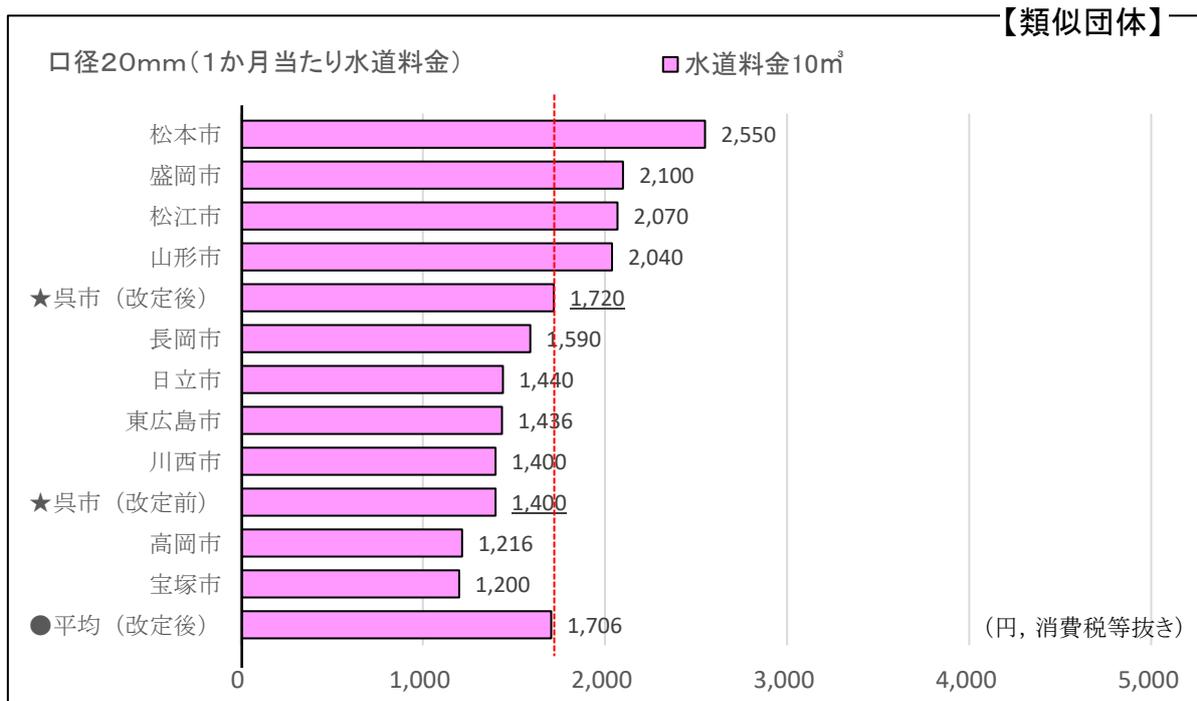
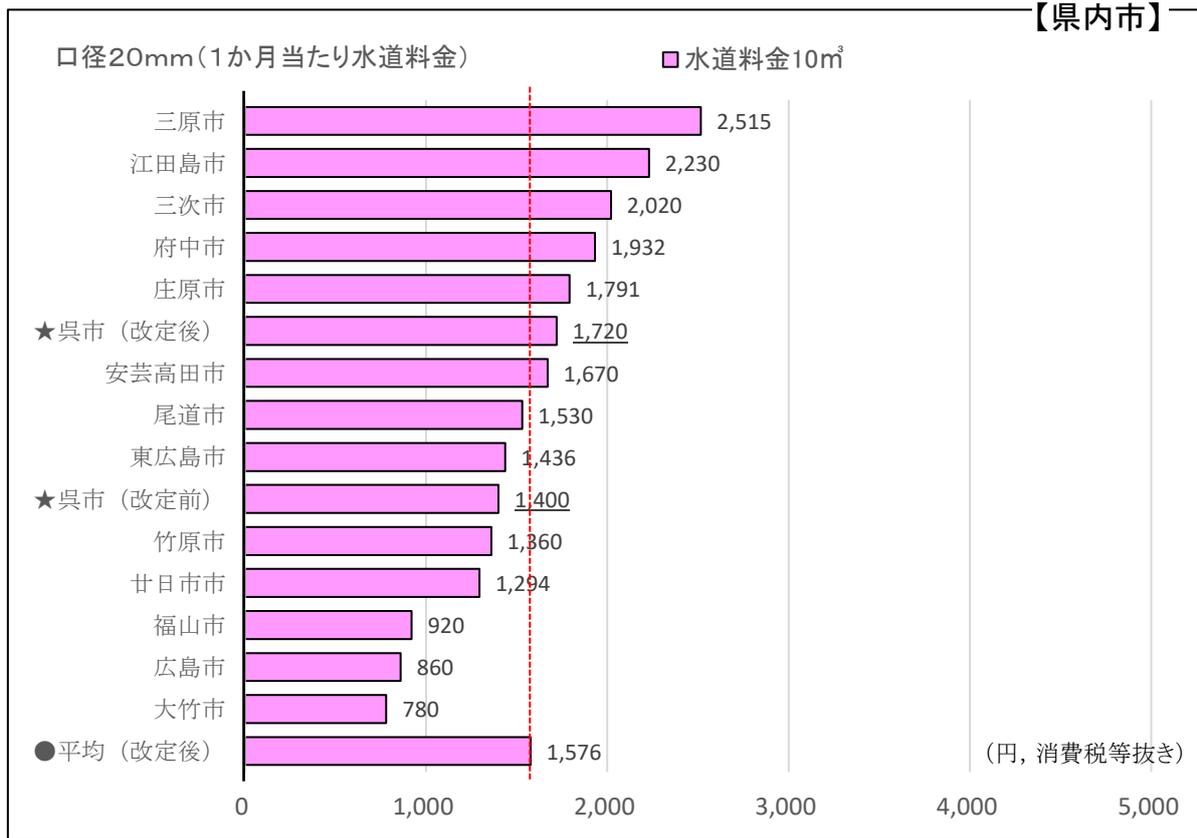


【類似団体】



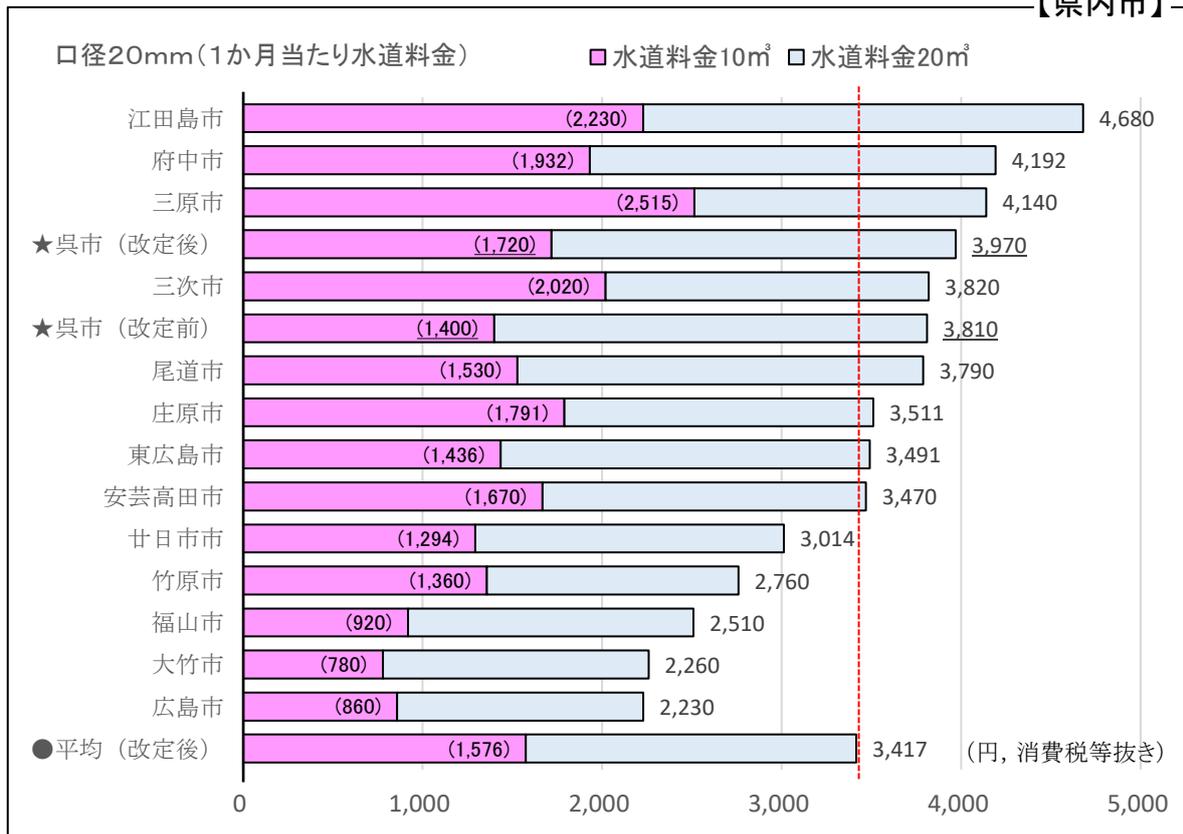
イ 口径20mm

○10m³使用時の料金が安い団体順に掲載

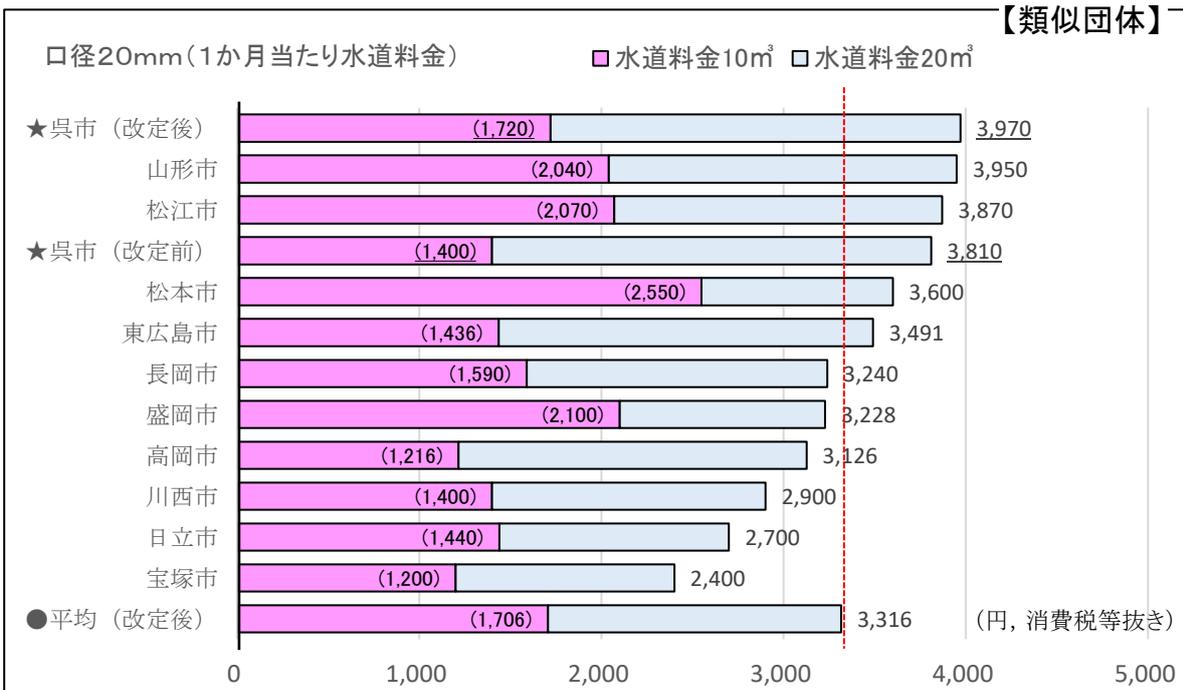


○20mm使用時の料金が安い団体順に掲載

【県内市】

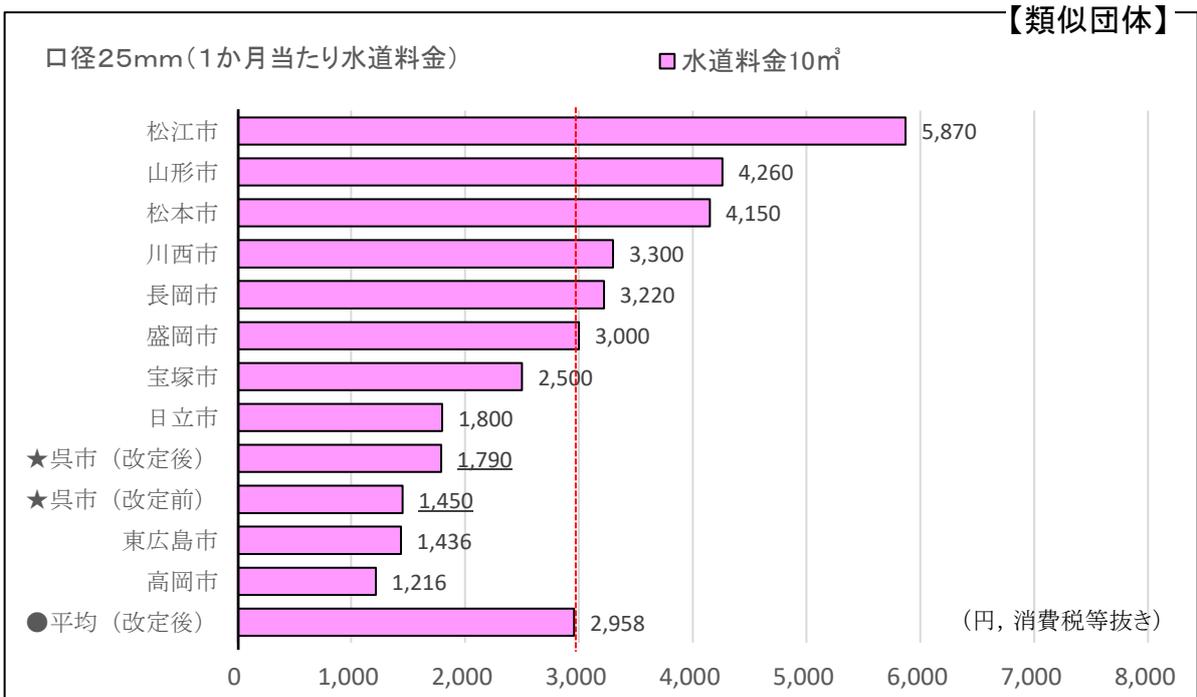
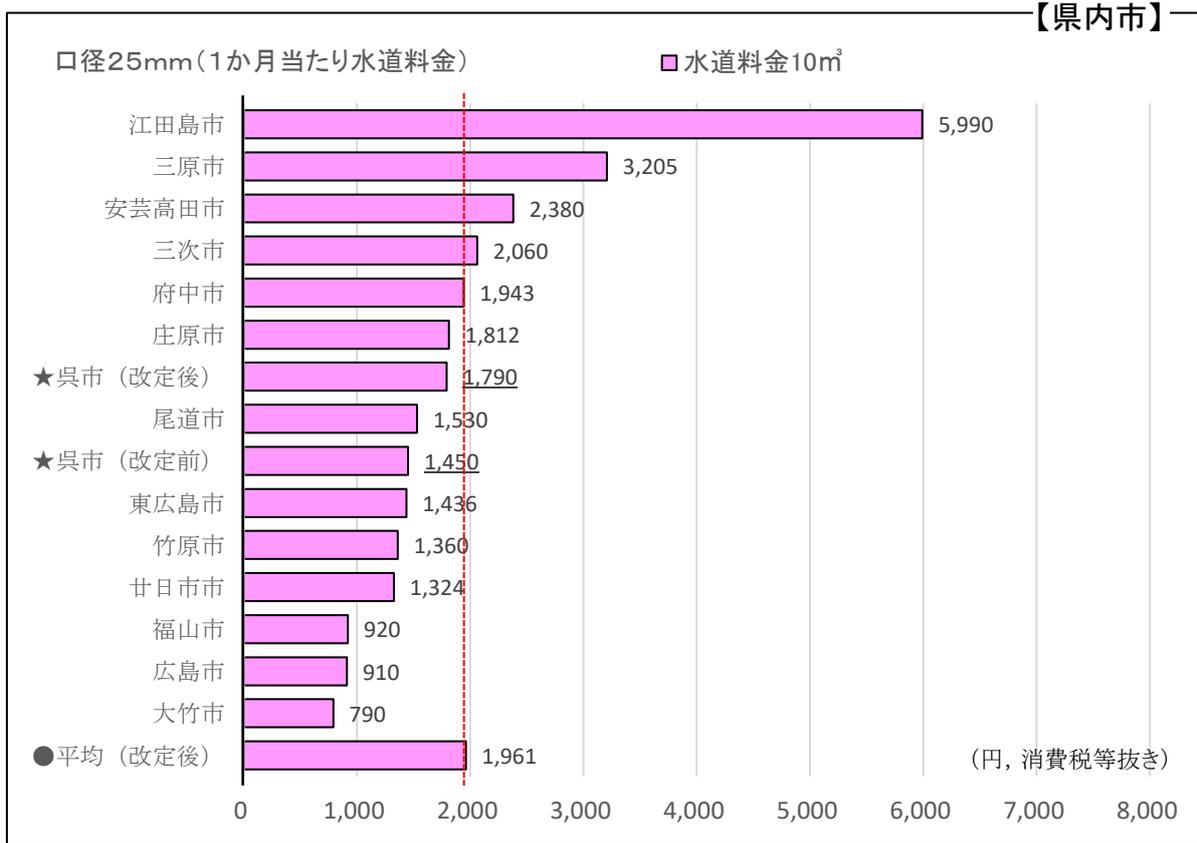


【類似団体】



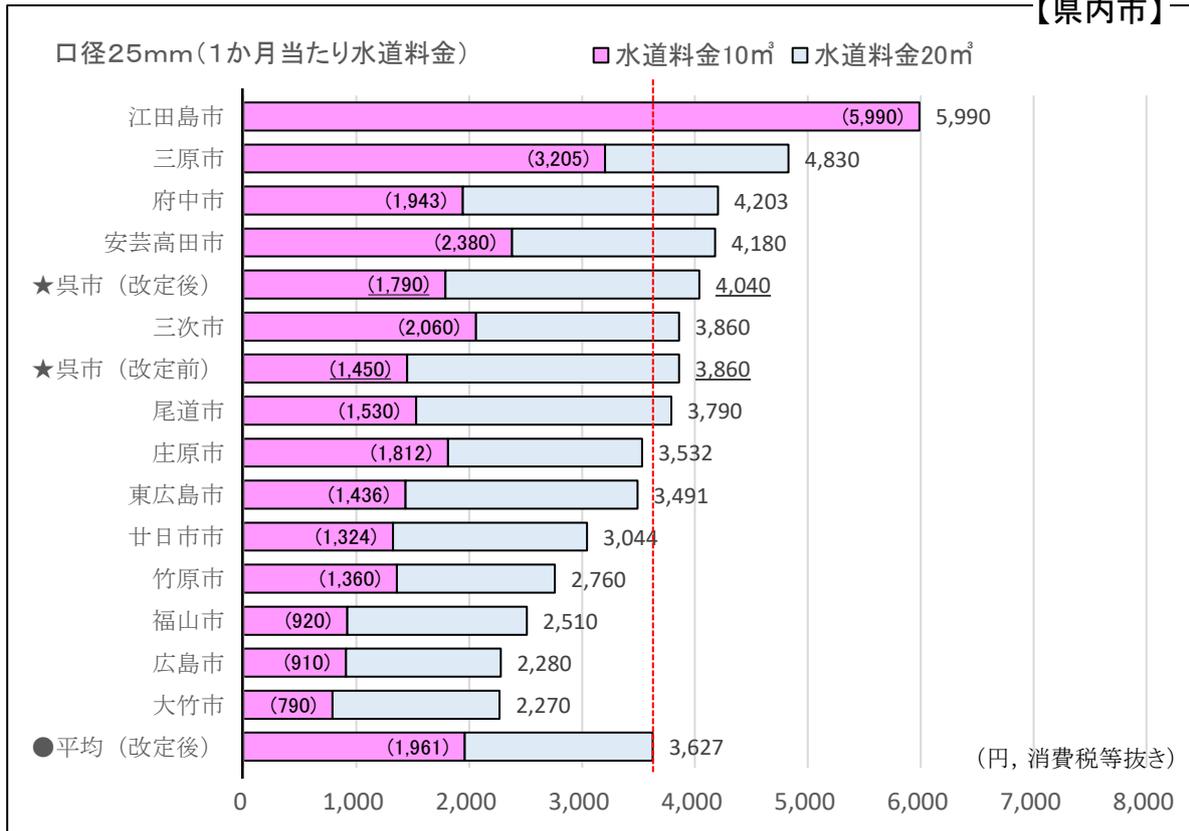
ウ 口径25mm

○10m³使用時の料金が安い団体順に掲載



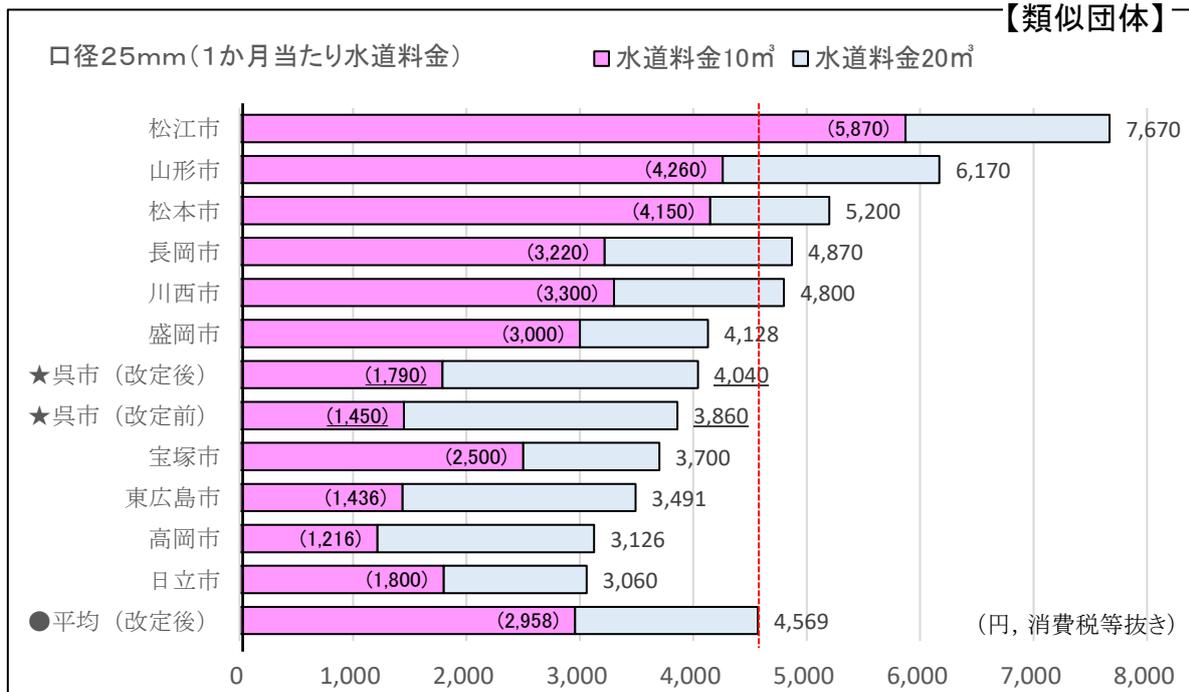
○20m³使用時の料金が安い団体順に掲載

【県内市】



* 江田島市は、10m³使用時と20m³使用時の料金が同じ。

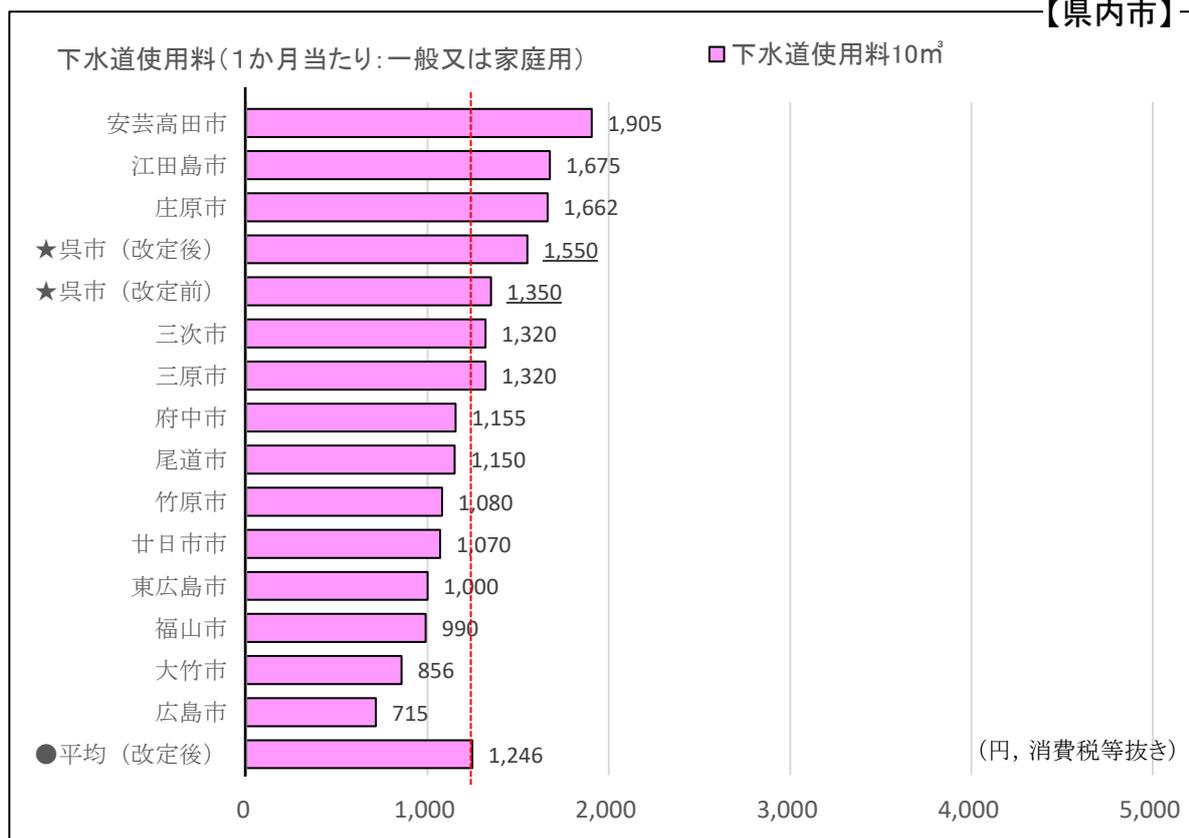
【類似団体】



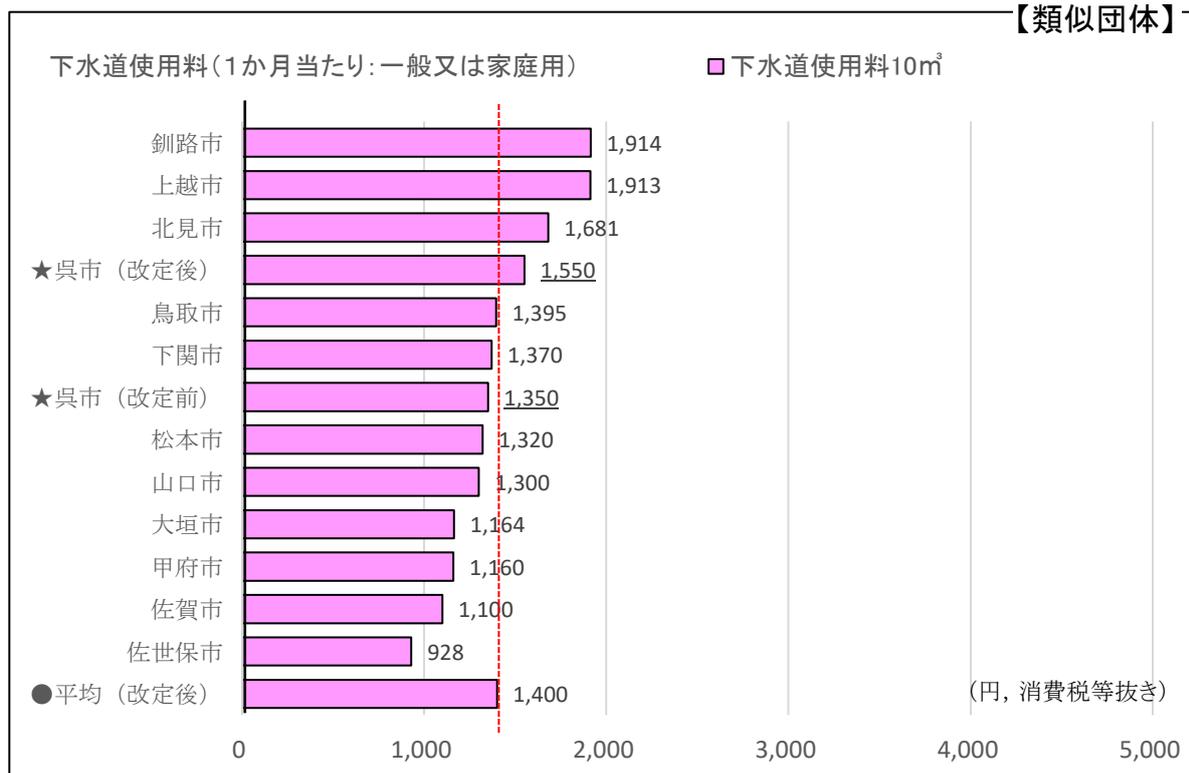
(2) 下水道使用料

○10m³使用時の料金が低い団体順に掲載

【県内市】



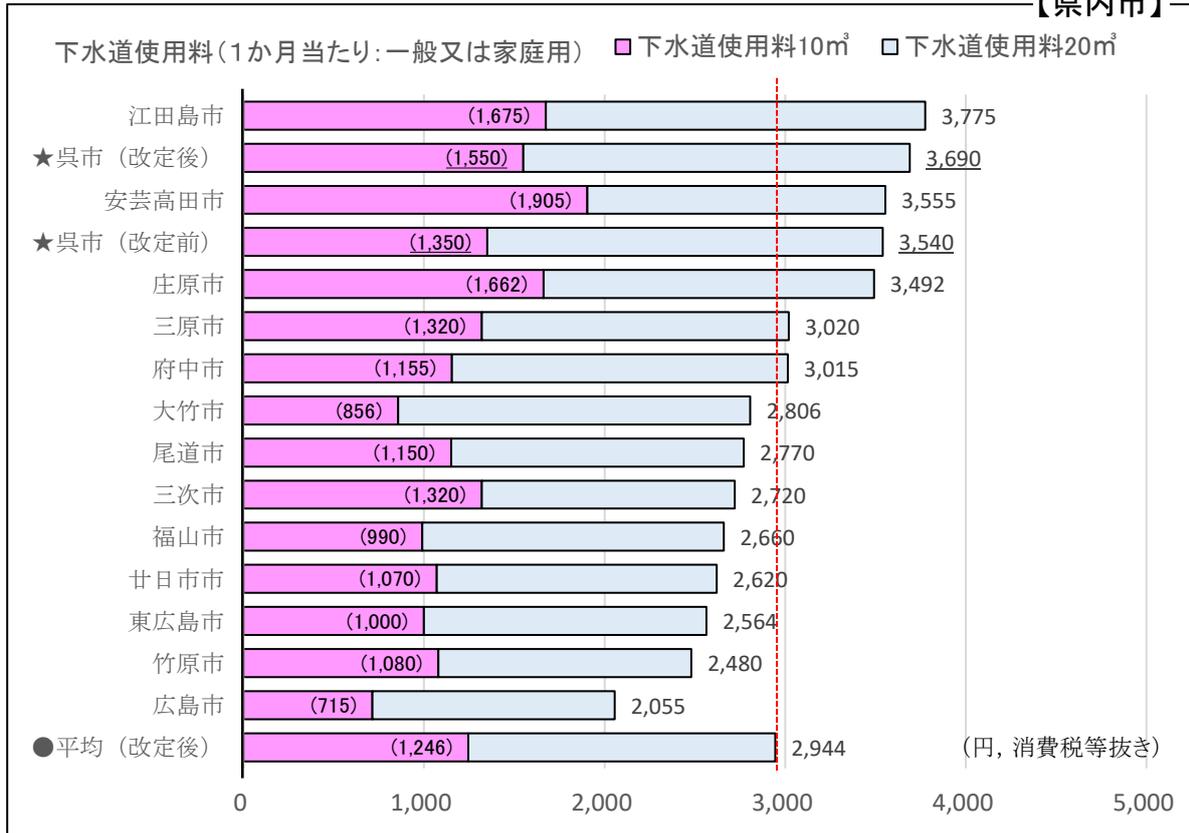
【類似団体】



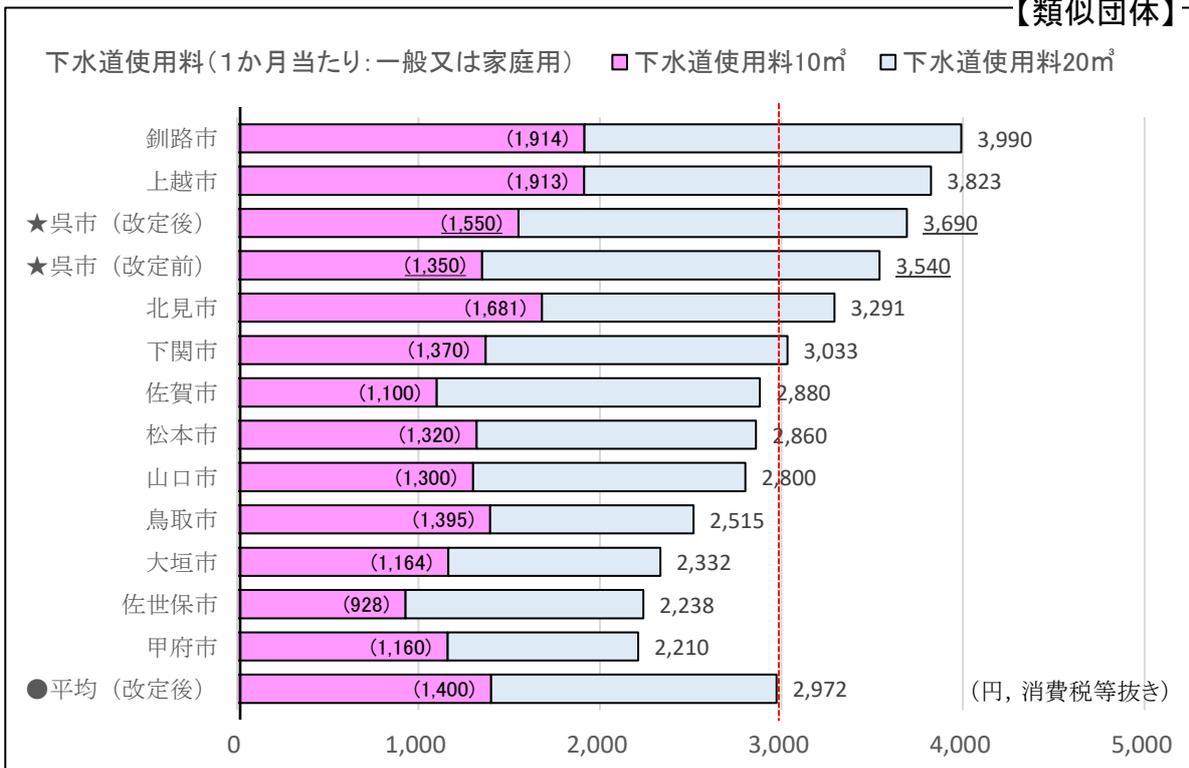
* 下水道事業の類似団体は、処理区域内人口10万人以上30万人未満で地方公営企業法を適用している公共下水道設置の団体としています。

〇20m³使用時の料金が安い団体順に掲載

【県内市】

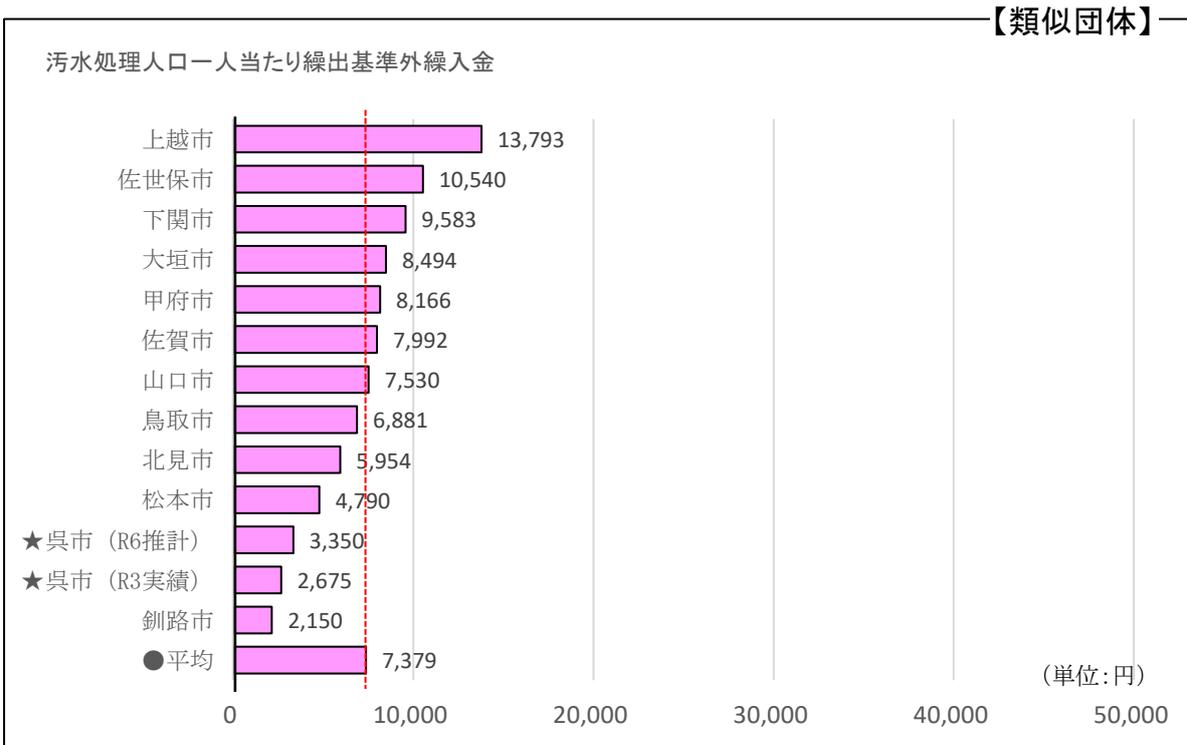
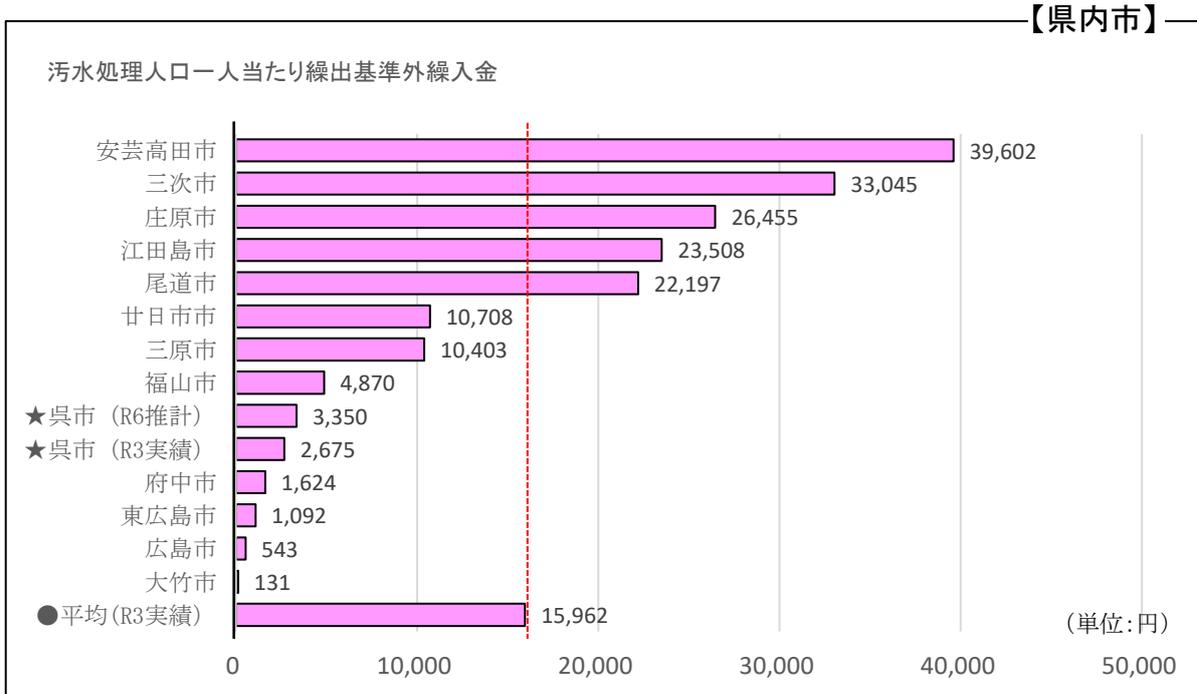


【類似団体】



8 汚水処理人口一人当たり繰出基準外繰入金の他都市との比較（令和3年度決算）

下水道事業（公共下水道）



- * 地方公営企業法適用済団体を対象
- * 本市の独自施策である経営安定化補助金の一部は、国の地方公営企業決算状況調査においては繰出基準内繰入金である「分流式下水道等に要する経費」として公表されているため、当該繰入金を含めた金額で比較しています。

9 下水道事業（公共下水道）の資本費算入率の推移

◆下水道事業における費用負担の原則

雨水 = 公費	汚水 = 私費
---------	---------

◆下水道使用料の改定状況と使用料対象経費

下水道使用料の改定状況			下水道使用料で賄う汚水対象経費	
改定実施日	資本費算入率	平均改定率	維持管理費	資本費(数字は算入率)
① H元. 4. 1	10%	33.5%	100	10 + 90(経営)
② H4. 4. 1	15%	37.7%	100	15 + 85(経営)
③ H7. 4. 1	23%	18.8%	100	23 + 77(経営)
④ H10. 4. 1	36%	18.9%	100	36 + 64(経営)
⑤ H13. 4. 1	38%	-	100	38 + 62(経営)
⑥ H14. 10. 1	50%	16.5%	100	50 + 50(経営)
⑦ H20. 10. 1	65%	18.0%	100	65 + 35(経営)
⑧ H26. 10. 1	70%	9.8%	100	70 + 30(経営)
⑨ R2. 4. 1	75%	9.9%	100	75 + 25(経営)
今回計画案	75%	6.2%	100	75 + 25(経営)

(注) 「経営」・・・経営安定化補助金

10 水道料金・下水道使用料の平均改定率の変遷（平成元年度以降）

施行月日	平均改定率	
	水道	下水
平成元年4月1日		33.5%
平成4年4月1日		37.7%
平成5年4月1日	19.5%	
平成7年4月1日		18.8%
平成9年4月1日	14.2%	
平成10年4月1日		18.9%
平成14年10月1日		16.5%
平成20年10月1日		18.0%
平成26年10月1日	10.7%	9.8%
令和2年4月1日	9.5%	9.9%
令和6年4月1日(予定)	6.6%	6.2%

*消費税率等の改正に伴う改定は含んでいません。